
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美 君	2番	佐々木 裕子 君
3番	佐久間 光洋 君	4番	高橋 たい子 君
5番	安部 俊三 君	6番	佐々木 守 君
7番	広沢 真 君	8番	有賀 光子 君
9番	水戸 義裕 君	10番	森 淑子 君
11番	大坂 三男 君	12番	舟山 彰 君
13番	佐藤 輝雄 君	14番	星 吉郎 君
15番	加藤 克明 君	16番	大沼 惇義 君
17番	白内 恵美子 君	18番	我妻 弘国 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	小泉 清一 君
会 計 管 理 者	小林 功 君
総 務 課 長	村上 正広 君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見 君
まちづくり推進課長	菅野 敏明 君
税 務 課 長	永井 裕 君
町民環境課長	吾妻 良信 君
健康福祉課長	大宮 正博 君
子ども家庭課長	笠松 洋二 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭 君
都市建設課長	佐藤 輝夫 君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監併 仙南土地開発公社 事務局長	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議会事務局長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第5号)

平成21年9月10日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第 2号 仙南土地開発公社定款の変更について
- 第 5 議案第 3号 町の区域を変更することについて
- 第 6 議案第 4号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例
- 第 7 議案第 5号 柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 6号 平成21年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第 7号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第 8号 平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第11 議案第 9号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第 1 4 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番大坂三男君、12番舟山 彰君を指名いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 議案第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（我妻弘国君） お諮りいたします。日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第3、議案第1号教育委員会委員の任命についての2カ件は人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いします。

それでは、ただいまから休憩いたします。なお、全員協議会終了次第再開いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時09分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員桂川クメ氏が、平成21年12月31日をもって任期満了となることにより、仙台法務局長から後任の推薦依頼がありました。これを受けまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、かつ、人権擁護について理解がある桂川クメ氏を再び推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

桂川委員は、現在3期9年間在職しておりますが、近年任期満了に伴う改選が続き、他委員全員が1期目になっている状況で、新任委員の指導にも尽力をいただいております。このたびの再任は適任であると思慮されますので、何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第3、議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります鈴木清子氏は、平成21年9月30日をもって任期満了となりますが、再度、教育委員に任命いたしたくご提案申し上げます。

鈴木清子氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、卓越した識見を有し、本町の教育行政に携わり、次代を担う子供たちの育成の重要性を深く認識され、特に男女共同参画推

進に率先して取り組むなど、その厳正中立な姿勢は衆人の認めるところでございます。

このように、教育行政に精通しておられる鈴木清子氏を引き続き教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意を賜りますよう、ご提案申し上げます。

何とぞ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第1号、教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 仙南土地開発公社定款の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号仙南土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号仙南土地開発公社定款の変更についての提案理由を申し上げます。

仙南土地開発公社定款の変更につきましては、6月5日の仙南土地開発公社理事会において承認されましたが、一連の手續として、今般、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、全構成町の議会で可決されれば、県知事に対し認可申請を行い、最終的に県知事の認可により定款変更は効力が生じることになります。

定款変更の内容は、関係法令の改正による、監事の職務に係る根拠法令の変更、理事会の議決事項や関係町長に提出する財務諸表の中にキャッシュ・フロー計算書が追加される変更、公社資産の範囲の変更、余裕金の運用の変更でございます。

詳細につきましては、仙南土地開発公社事務局長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。仙南土地開発公社事務局長。

○仙南土地開発公社事務局長（大場勝郎君） それでは、議案第2号仙南土地開発公社定款の変更についての詳細説明をいたします。

議案書の5ページをお開きください。

議案第2号仙南土地開発公社定款の変更について

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、仙南土地開発公社定款を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

今回、仙南土地開発公社の構成町仙南7町が、この9月議会へ同じように提案することになっています。各町議会ではすべて可決されれば、県に対して認可申請をすることができます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思えます。

仙南土地開発公社定款の一部を変更する定款です。

この定款変更は、去る6月5日の仙南土地開発公社理事会において承認されております。

定款変更の改正内容をご説明いたします。

第7条第3項は、広域社団法人等の法律改正により、監事の職務を規定していた民法の第59条が削除され、新たに公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に規定された改正です。

第8条第1項は、法律番号が前条に記載されましたので、削除したものです。

第16条第1項第4号は、国の土地開発公社経理基準要綱の改正により、理事会の議決事項にキャッシュ・フロー計算書が加えられたものです。

第9条第1項は、前条と同じく、国の要綱改正により、資産が基本財産のみとなり、運用財産は削除されたものです。

第21条は、決算後、関係省庁に提出する財務諸表の中にキャッシュ・フロー計算書が加えられたものです。

第23条第2項は、郵便貯金法が廃止されたために、郵便貯金の部分が削られたものです。

附則、施行期日については、宮城県知事の認可のあった日となります。

以上で議案第2号仙南土地開発公社定款の変更についての詳細説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、仙南土地開発公社定款の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 町の区域を変更することについて

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第3号町の区域を変更することについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号町の区域の変更することについての提案理由を申し上げます。

優良田園住宅ゆずが丘Ⅱ期その1事業につきましては、今年3月に事業が完了し、販売を開始しておりますが、事業完了に伴い、仙南優良田園住宅株式会社より事業施工後の区域について、「大字入間田字五輪」及び「五輪ノ入」の各一部を「ゆずが丘1丁目」に編入する内容で、町の区域を変更することについての届出がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では、補足説明を申し上げます。

ゆずが丘Ⅱ期その1事業に伴う字の変更区域図をごらんください。議案書の方に添付してある図面でございます。A3のやつです。

黒い部分が平成12年に第Ⅰ期工事として実施されましたエリアでございます。当時の分譲

区画数につきましては40区画でございまして、現在、住宅としては18戸が建設されております。今回の区域につきましては、ピンクの、ちょっと見にくいとは思いますが、の位置になります。隣り合わせということでございます。

町長が提案理由で申し上げたとおり、開発の事業者の方から同じように1丁目の方の区域の変更もお願いしたいということによりまして、今回変更をお願いするものでございます。

13ページをごらんになっていただければと思います。

変更調書です。区域を変更する町名で、ゆずが丘1丁目ということで、現在の地名につきましては、字名につきましては、入間田字五輪及び五輪ノ入ということで、地番につきましては、下に書いてございます地番になります。それが1丁目の符号ということになりまして、今回、図面に表示しました地番に変更をするということでございます。

議案書の9ページをごらんになってください。

議案第3号町の区域を変更することについて

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の町の区域を次のとおり変更するものです。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間議員、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 新しい字名が1丁目ということなんですけれども、これは2丁目というのは既に終わったところの中にあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 平成12年ぐらいの事業の際に、本来でいうと300区画ぐらいの事業計画がございました。その際には第Ⅰ期工事分が1丁目、第Ⅱ期工事分が2丁目、第Ⅲ期ぐらいの工事が3丁目というふうな計画ではあったんですが、なかなか土地の動きがないということがございまして、今回の事業分のⅡ期分についても縮小してございます。それに伴いまして、2丁目という表示を1丁目にもう入れてしまっただけで、区画数につきましては先ほどご説明申し上げたとおり40区画しかございませんので、今回の戸数16区画を入れても56区画ということでございますから、1丁目の中ですべて地番を割り振るということになったということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問をはい、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 町名の番地の振り方については、一応右回りとか何とかというふうな形でやっているケースがあると思うんですけれども、今みたいに本来2丁目つくはずだった

ものが1丁目ということになったときに、番号がわかりにくくならないかという点が一つと。

それから、これでこの事業は終わりということになるかということ、この2点お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今お話しございましたとおり右回りで符番はつけております。道路区界をしまして、1丁目の1から6が第Ⅰ期工事分でございます。今回は区分を見ていただければわかりますが、6の1から6の8まで、7の1から7の8までというふうに右回りで符番をしているということでございます。

ゆずが丘の今後の計画なんですけど、今現段階で分譲開始してから1区画しか売れていないという状況でございますので、様子を見てからということになるかと思いますが、なかなか今後の計画といたしましては、葉坂方面に向かう計画でございますが、今度の事業第Ⅱ期のその2工事になるんですかね。というふうな仮の名称ですが、それを考えますと、山をかなり削った状態での造成工事ということになりまして、かなり大がかりな事業展開がなされるということもございますので、当分の間、その2工事についてはないだろうというふうに判断しております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、町の区域を変更することについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成21年第1回定例会に上程しましたが、その審議では、自己決定・自己責任による自治体運営に必要、自治の基本的な考え方を明確にした参加と協働を促すルールや仕組みが必要等から本条例制定に賛成するご意見の一方で、合併協議会が進行中であったこと、住民の自治意識が低いという点、住民自治の土壌が整っていないことなどから、今回はまだ上程する時期ではないのではとのご意見や基本条例そのものが不要ではないかとのご意見などがあり、制定には至りませんでした。

また、審議の中で、条例内容につきましても多くの質疑もいただきました。こうした議会での議論を踏まえた上でも、やはり柴田町の住民自治を育てていくための推進力となる本条例は必要不可欠なものであるとの認識から、若干の修正を加えた上で、改めて本条例を上程することといたしました。

町のこれまでの取り組みの過程につきまして、新人の議員さんもおられますので、改めて述べさせていただきます。

町では、住民参加、住民主体のまちづくりの必要性から、平成14年に柴田町まちづくり委員会を設置、平成18年には柴田町における地域自治の仕組みの調査研究を行う「ひびきあう地域づくりの会」を設置。平成18年10月には、公募住民と町職員により住民自治基本条例を「つくる会」が発足いたしました。「つくる会」では、多くの住民等の意見を素案に取り入れるとともに、条例の理解を進めるため、説明会の開催、情報紙の全戸配布や町民フォーラムを開催するなどの広報活動にも積極的に取り組んでいただき、平成20年8月に条例案の骨格となる報告書を町に提出していただきました。その報告書を参考に町が条例案をつくり、平成21年第1回定例会に提案した次第でございます。

今や中央集権、行政主導の国づくりが行き詰まりを見せる中、地域が主体的にまちづくりを進めていくためには自立の気概とそれを促す仕組みの整備が欠かせません。柴田町は地方分権での地方の役割を住民とともに果たすために、住民自治によるまちづくり基本条例を制定し、自治体運営の基本的ルールや住民自治の視点から政策の諸制度が体系化され、本町の実情に則した自治の仕組みの構築化を図り、自治体としての自主性及び自立性に基づく総合的な取り組みを一層推進しようとするものでございます。

住民自治によるまちづくり基本条例においては、生き生きとした住みよいまちづくりをつくるための、最も重要なキーワードとして参加、協働、情報共有を挙げ、その具体的な進め方について規定しております。住民と行政、議会とが強いきずなのもとで目標を共有し、互いに力を合わせた活動が町の至るところで展開されていくなれば、私は日本一住みよい町になれると考えております。

参加と協働による自立的なまちづくりの実現に向けて、その実効性を保証するためにも柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の制定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、ご説明をさせていただきたいと存じます。

議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例のご説明をさせていただきます。

これまでの条例制定に向けた取り組み、それから必要性につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げさせていただきました。参加と協働によるまちづくりの実現に向けまして、町からの情報提供のあり方、住民と町との間での情報の提供のあり方、住民参加など、基本条例を定めることによりまして、住民参加の仕組みをルール化いたしまして、これからの町政運営の基本のルールにしたいというふうにご存じます。

それでは、議案の説明の前に、事前に配付させていただきました条例関係資料についてご説明をさせていただきたいと存じます。

平成21年度第3回定例会議案第4号関係資料その1といたしまして、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例説明資料といたしまして、前文から附則まで規定する各条文に対する考え方を記載したものでございます。

次に、関係資料その2といたしまして、条例全体の組み立てを示しました構造図でございます。構成は前文、第1章から第7章までの全35条で構成されてございます。構成を大きく分けると、理念的部分と実行的部分の二つの構成から、第1章から第3章は目的、位置づけ、定義のほか、まちづくりを進める上で基本理念や基本的な考え方を規定いたしてございます。いわゆる理念的部分でございます。第4章から第7章は理念を踏まえた上での具体的な仕組みや制度を規定している実行的部分になります。

次に、条例文の第30条で定めております次ページをお開きいただきたいんですが、まちづくり提案制度の概要を資料2ページにわたりましてまとめさせていただいたものでござい

す。

次のページをお開きいただきたいと思います。

条文の第31条で定めておりますまちづくり推進センターの概要を資料4ページにわたりにましてまとめさせていただいたものというふうな考えです。

次に、条例文の第32条で定めております住民投票制度の概要を資料3ページにわたりにましてまとめたものでございます。

次のページをお開きいただければと思います。

条例文の第33条で定めております基本条例審議会の概要をまとめたものでございます。

以上が関係資料となるものでございます。

また、第31条まちづくり推進センター、第32条住民投票制度並びに第33条で定めております基本条例審議会は、条例文の附則で規定いたしてございますけれども、関係条例を制定し、今後、議会の審議をいただきまして、施行したいと考えてございます。その概要と考え方を資料によりお示しさせていただいたところでございます。

それでは、大変恐縮でございますが、議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例でございます。

目次でございます。

本条例は、前文と第1章から構成されてございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

第1章から第7章の35条文で構成され、附則で構成されているというふうな内容になります。

条例名でございますが、地域内の住民の意思と責任に基づきまして進めることを基本といたしまして、まちづくりを担うさまざまな個人、団体の参加と協働によるまちづくりを進めるための基本となる条例との考え方から、住民自治によるまちづくり基本条例と名称をさせていただきます。

前文につきましては、柴田町の自然環境や歴史、それから住民の思いや条例制定の目標等を述べさせていただき、住民が主体となり、参加と協働によるまちづくりを進めることを基本に、住みよい町を実現するための願いを込めた決意を述べてございます。

第1章でございます。これは総則でございます。総則では、条例の目的、他の条例との位置づけを定めさせていただきまして、条例で使用する用語を規定させていただきました。

第1条でございます。条例の目的を示させていただきます。ここの中で協働によるまち

づくりを進めるため、担い手の役割、まちづくりの基本的な事項を定めさせていただき、生き生きとした住みよい町の実現を図ることを目的とさせていただきました。

第2条につきましては、条例の位置づけを規定させていただいております。

第3条は、条例を定めるに当たりまして認識を共通しておくべき用語について定義をさせていただきます。

第2章でございますが、第2章はまちづくりの基本理念でございます。

第4条につきましては、まちづくりの基本理念を5項目掲げさせていただいております。

第3章になりますけれども、ここにつきましてはまちづくりの考え方を定めさせていただきました。これは節に分けてございまして、第1節につきましては、参加及び協働によるまちづくりでございます。

第5条はまちづくりは情報共有によって支えられる。その上で参加と協働を進めるというふうなことをこのまちづくりの基本として規定させていただきました。

第6条では、第1項ではまちづくりの主役というものは住民というふうに規定させていただいております。

第2項につきましては、担い手はまちづくりにかかわるすべての個人、団体、住民、地域コミュニティ、住民活動団体なり、事業者、議会及び行政機関を定めさせていただきました。

第7条でございますけれども、参加によるまちづくりを進めるために、第1項では参加の輪を広げる環境づくりを定めさせていただき、第2項ではまちづくりの意欲を高める環境づくりということで定めさせていただきました。

第8条になりますが、協働によるまちづくりを進めるための共通の課題、目標に向けてともに行動して行くというふうな旨を定めてございます。

第9条でございますけれども、まちづくりは町内、町外等々と交流を図りながら連携をする必要があるというふうな観点から交流及び連携によるまちづくりを定めさせていただきました。

第10条でございますが、まちづくりを支えるものは情報共有ということでございますので、その旨を定めさせていただきました。

19ページに入りたいと思いますけれども、第2節でございますが、担い手の役割を定めてございます。

第11条は住民の役割、第12条は地域コミュニティの役割、第13条は住民活動団体の役割、第14条につきましては事業者の役割、第15条につきましては議会及び議員の役割等々でござ

います。

20ページをお開きいただきたいと思います。

第16条は行政機関、町長、職員の役割について定めたものでございます。

第4章に入りたいと存じます。この条例の特徴でございますまちづくりを進める方法といたしまして、実行性のある規定を第1節から第4節まで定めさせていただきます。

第1節はまちづくりの将来像、基本構想をまちづくりの将来像と定めて基本構想並びに基本計画等の策定方法を17条から、21ページをお開き願います。19条まで定めさせていただきます。

第2節でございますが、地域コミュニティでございます。

第20条は運営組織のあり方を定めました。

22ページをお開きいただきたいと思います。

第21条は住民が策定する地域の将来像について定めたものです。

第22条につきましては地域計画づくりの実行について定めさせていただきます。

23ページをお開きいただきたいと存じます。

第23条は地域に対する行政支援につきまして定めた条でございます。

第3節につきましては、町政運営について定めさせていただきました。ここでは情報共有の促進、行政運営の透明化、行政運営の住民等の参加の促進を第24条から、第25条、24ページをお開きいただきます。第26条で各々定めさせていただきました。

第4節でございますが、協働の推進を定めさせていただきます。

第27条、それから25ページにわたりますが、第28条、第29条で定めさせていただきました。

第5章でございますが、まちづくりに参加する制度等を定めたものでございます。

第30条ではまちづくりの提案制度といたしまして、まちづくりの意見についての提案、それから活動の実践提案の2項目について定めてございます。

第31条になりますけれども、参加と協働によるまちづくりを促進するため、まちづくり推進センターの設置とその運営の基本事業について定めさせていただきました。

26ページをお開きいただきたいと存じます。

第32条では住民投票制度について定めさせていただきました。住民自治によるまちづくり基本条例におきましては、情報共有、参加、協働が基本であるというふうな考え方に基づきまして、住民の意思を町政運営に反映させるため、必要との考え方から住民意思を確認するための方法といたしまして、諮問型の住民投票制度を規定させていただきます。

第6章でございますが、条例の推進でございます。

第33条ではこの条例に基づきましてまちづくりの実施状況、検証を含めまして基本条例審議会を設置させていただき、提言及び町長の講ずべき事項につきまして定めさせていただきました。

第34条でございますけれども、条例の見直しにつきまして定めさせていただきました。

27ページをお開きいただきたいと思います。

第7章は雑則でございます。

第35条は条例に定めていない事項等につきましての委任事項を定めさせていただいてございます。

最後に附則になりますが、附則でこの条例の施行日につきまして定めてございます。規定の仕方といたしまして、施行期日を第2段階で規定させていただきました。基本条例本文中の施行日は平成22年4月1日からというふうにさせていただいてございます。第31条から第33条につきましては個別の条例として整理させていただくというふうな考え方でございますので、個別条例が制定された日より効力を発するというふうな内容で規定させていただいてございます。

以上で議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の説明を申し上げさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 3点ほどお伺いいたします。

まず、第16条、町長及び職員の役割なんですが、この中で、町長というのは何かやってくるうちにどうしても独裁的になってしまうと。そういうふうなことがありますて、多分皆さんご承知だと思うんですが、ほかの町の基本条例は、町長の宣誓、それから副町長の宣誓、それから教育長の宣誓、つまり町民に対してすべて平等であるべきだと、あるんだということ宣誓をうたっております。やはりひとつこの中で、この何回かやっているうちの平等、不公平感を取り除くためにも、やはり町民に対してきちんと宣誓をすべきだということがまず第1点でございます。この点についてお伺いいたします。

それから第2点、18条の基本構想の策定方法の中に、「基本構想を変更する場合には住民等の意見を求めるものとする。」と、こうありますが、議会が入っていないわけですね。やはり住民と同じようにここで議会を出してくれば、やはりきちんと整合性がとれるのではないかというのが第2点目でございます。

それから第3点目は、これは多分質問が出るものだと思っているんじゃないかと思うんですが、32条、住民投票制度、これはここに先ほど課長からもお話しがあったように、この中ではあくまでも住民の意思に沿ったまちづくりを進めるという基本的なものがございます。ところが、前回、合併のときには、住民の意思を無視して、住民投票をするという約束を破って、我々議会が決めるんだと、こういうことでもうやられているわけです、1回。私は大きな過ちだと思っておりますが、その過ちをそのまま踏襲したような、この中で基本条例を決めていいのかどうか、この辺をお伺いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） まず、第16条でございます。第16条の3項というふうなことからええました。この条文につきましては、あくまでも15条につきましては、議会、それから議員さんの役割というふうなものを定めさせていただくとともに、16条では行政機関、特に町長、職員の役割というものをうたい上げさせていただきました。それで、平等、公平というふうな観点で宣誓すべきではないかというふうなことでございますが、ここの中では町長という、これは私らにもちょっと思っていたことなんですけれども、町長につきましては、当然公選で選ばれてまいります。当然、平等・公平というふうな観点で行政執行されてございますので、そこまではこの条文の中に入れ込もうというふうな考え方ではなくて、3項であれば、住民にとって情報がわかりやすくまず提供されるということが第1点でございまして、行政に対してそれで信頼感を高めていくと。生き生きとした町をつかっていこうというふうな考え方のもとでこのような記述になってございます。

それから、18条の第3項でございます。ご案内のとおり基本構想につきましては、地方自治法の規定がございまして、第24号だと記憶しておりますが、議会の議決を賜らなければなりません。このまちづくり基本条例の中では、まずその構想、それから基本計画というものを議会の中でご審議をいただく前に、そのつくり方についてどのように住民がかかわっていくのというふうなことも観点でございます。それで、この3項につきましては、計画等の変更が生じた場合、当然住民にもなぜ変更が生じたのかというふうなことで説明を申し上げ、意見をいただくというふうなプロセスが大切だというふうな考え方から、このように記述しております。議会につきましては、それらを踏まえた上で上程をさせていただき、議会のご意見を賜るというふうな質疑をちょうだいするというふうな観点で、その前段のプロセスの中で住民等のご意見をいただくというふうな観点でございます。

それから、第32条の住民投票でございますけれども、このまちづくり基本条例につきまし

ては、あくまでも情報の共有、それから住民の参画、それから参加のもとに協働でまちづくりを進めていこうというのが大きなポイントといたしますか、骨子です。そういった中に住民の方に参加を呼びかける。住民が参加いたします。しかしながら、住民が参加だけをして、なかなか意見を言う、自分の意思表示を表明できないというふうなことがあれば、それは住民の権利といたしまして住民投票というふうなものを定めてもそれはこの条文の趣旨からいって必要だというふうな考え方でございます。

それで、これは先ほどの概要でもご説明申し上げましたけれども、この個別、実施条例については、これから議会の方とご相談、あるいは個別条例についてご審議等々を賜るというふうな考え方でございまして、ここにつきましては、あくまでも諮問型の住民投票というふうなことで考えてございまして、これは結果拘束型ということではございませんで、あくまでも尊重型と、尊重させていただくというふうなことの内容でございまして。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまの答弁で、32条は非常にわかりやすい答弁だったんですけども、16条について、13番の佐藤輝雄議員は、宣誓すべきであると。答弁の方では何らそのことについてはなかったんですね。

それから、18条の点についてもきちんとした答弁をもう一度お願いします。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 大変失礼いたしました。

第16条の第3項でございます。宣誓すべきではないかというふうなことでございますけれども、町長は当然公選をもって選ばれ、職務を執行しているわけでございます。その中で、この条例に基づいて宣誓するというふうなことは考えてございまして、あくまでも選ばれて、この中の職を全うするというふうな中で、その職務を遂行する上で、当然必要な条文というふうなことで考えてございましたので、その宣誓云々かんぬんにつきましては考えてなくて、条文には明記しないというふうなことでございます。

それから、18条でございますが、ちょっと私も舌足らずで大変恐縮でございました。町の基本構想は、町は基本構想があって、基本計画があって、実施計画があるというふうなことで、基本構想については現行ですけれども、10カ年スパンが考えられ、基本計画については、前期5年、後期5年というふうなことで見直しなんか行われてきてございます。先ほども申し上げたんですけれども、基本構想につきましては、あくまでもそのつくり方でございます。この構想につきましては、地域の意見なり当然反映する。それから、これから将来に向かってどういうふうなまちづくりをしていくのかと。町の内容、中身等々が定まってくるわけで

ございます。そういった中で、そのつくり方につきましては、町が一方的につくるのではなくて、地域の意見、あるいは集会なり、懇談会を開くなりして、地域の意見を踏まえて上でその構想を立てながら、計画の方にスライドするというふうな流れかと思います。そういった場合において、この基本条例は町の中身、内容をどうするんだというふうなことはこの中でご審議等々をするわけですけれども、じゃあそのつくり方に住民がどのようにかかわっていくのかというはまず大切です。このまちづくり基本条例はそこにまず住民の方がかかわってくるというふうなことが前提です。

そして、ここの3項につきましては、住民等の意見を聞くというふうなことで、変更になった場合、変更を余儀なくされた場合というふうなことを想定しているんですけれども、これらにつきましても変更があれば、ただいま申し上げたような一連の手続を経て、当然、議会の方の了解をいただくというふうなことでございますので、その過程においてのつくり方においてご意見等々を広く賜るというふうなことで、議会につきましては、その上程されたものでご審議を賜るというふうな観点で議会はここの中には明記されていないというふうな内容です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問ございますか。お願いします。

○13番（佐藤輝雄君） まず、第16条の宣誓の件についてなんですが、これについては「町長は公選されているからいいのではないのか」と、こういう話でございました。しかし、各国、例えば、町としては小さいわけですが、大きいどこの大統領を見ても、宣誓をまずしているわけですね、基本的に。やはりそういうふうなことからすれば、本当に公正・公平をうたっていくべきとするならば、当然宣誓というのは必要があるんだというふうに私は思います。

それから、二つ目の18条のやつの件なんですが、これについては住民等に意見を求めるというのは、すべて議会も含んでいるというふうに判断してよろしいのかどうかですね。

それから3番目、住民投票が前のときにはなかったんですが、ところが実際的にここにいる議長、諮問ですからね、諮問にする場合に、ここにいる議員さんがその趣旨を今はそのときにはなかったんですが、その基本には本当はすべて人間ですから変わらないと思うんですよ。つまり4月であれ、今9月ですが9月であれね、人間というのは変わらないわけです。変わらない人が住民投票をやって、それを諮問型で受けるんだと。その前に受けないと、一切もう住民の意見はいいんだと。我々が決めるんだということをここでやったわけですから。そのものが本当にこの議会が町長の方から見て、本当に議会がスムーズに住民投票をやって、そして諮問を受ける。その気持ちが4月に否定しておいて、今からこれをやるんだという話

になるかどうかですね、それを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） それでは、答弁を求めます。1点目、2点目、まちづくり推進課長。3点目、町長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 宣誓の件でございますけれども、あくまでも公人として選出されたというふうなことでその中で執行をしていくと。執行機関の長だというふうなことであれば、当然公平、公正というものを旨として行政を進められるというふうに考えてございまして、この段階ではそのような観点から記載はしてございません。

それから、第18条でございますが、策定過程の中で議会も含まれるのかというふうなご質問でございますけれども、あくまでも住民の立場とすれば、そういうふうな会合が当然町の方では主催をするわけです。そういった中で発言なり等々もできる場面は当然あるかというふうに思います。ここの中では入っていないということは変更等があって、改めて議会の方に議決を賜るというふうなことになるれば、それは議場の場でご審議を賜るというふうな観点でございまして、そのつくり方につきましては、案をつくり、それを成案として議会の方で上程を申し上げるわけですから、その中でご審議を賜るというふうな観点で、あくまでもプロセスの段階というふうなことで、このような表現にさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 3点目、町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと私、今の2点目でも、やっぱり基本構想は最終的に議会の議決を得ることなので、前もこの本会議では本会議主義だということで、実は審議会というのがあって、議員さんと一緒に審議会の中に事前にいろいろ検討したんですね。それについてはこの議会でやっぱり本会議主義が中心だということで、審議会から議員さんを引き上げた経緯がございます。ですから、やっぱり「矛盾をしている」と言われて、私もちょっと困るんですが、やっぱり最終的にはプロセスの過程で、一町民として意見をいただくのはこれはやぶさかではございませんが、議員という立場であれば、やっぱり本会議で基本構想については審議をいただくというのが筋ではないかなというふうに思って、補足をさせていただきたいと思います。

あとは、この住民投票制度でございますが、住民から要求されたのは、法定協議会の設置でございます。そのとき、設置をしました。これで住民が発言したものは一切終わりという仕組みになっております。そのときに、今後、住民投票制度、実は2月の議会で提案をさせていただきました。否決をされました。ということは、あの時点で住民投票制度というのは

柴田町では成立はしておりません。ということは、議会の議決、それが一番最終的に優先されます。その本会議において住民投票云々の前に離脱をすべきだというのが可決されたということでございますので、やはり住民投票はあの時点ではできておりませんので、本来の姿である議会制民主主義の本会議主義で議決をされたので、私は何ら矛盾がないというふうに思っております。

そうした中で、今回の住民投票制度は前回と違うのは、直接6分の1で議会を通さないで、住民投票制度の請求ができるということでございました。今回が違うのは、一たんはやっぱり議会制民主主義なので、本会議でこの案件を議論してもらおうということで、第1段階は必ず住民投票の実施については議会に諮るように改めました。そこでいろいろ議論を深めまして、その議論の過程が町民に行き渡って、それでも住民投票制度をやるべきだと、第2段階と呼んでおりますが、その際に6分の1で今度は直接やると。これは合併特例法の中で規定されている住民投票制度を準用させていただいた仕組みでございます。

ですから、これについては十分ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） やはり、ここで私が何を言ってもこの条文は変えないと。宣誓もしないと。先ほども言いましたが、公選もやっている大統領ですら宣誓はやっているわけですよ。やはり本当に1期4年、2期になると大体において人間というのは変わってきます。ましてや権力が集中してきます、町長といえども。そういう意味ではやっぱり町民を主体にするならば、当然宣誓があつてしかるべきだというふうに私は思います。

それからあと、2点目の議会の方も含むのではないかというのは、町長が言ったように、やはり議会をすべて通すと、基本構想からですね。それをやはり直さなければならないと、していかなければならないというふうに思います。

それから、3点目の住民投票ですが、これはあくまでも先ほども言いましたように、法定協議会では住民投票をやるということを決めているわけですから、それに対して同じ人間がそれをないという形をとって、そして今度は住民本位なんだと、同じ人間が一つの条例ができてから右に行ったり、左に行ったりというものじゃないと思うんです。基本的にその前に住民本位であるならば、約束事ですから、やっぱり約束事は守って住民投票をすべきだったのではないのかなと。ですから、やっぱり私の中では私が前回反対したのは、合併を優先する意味での時期の問題が反対の理由だったんですが、やっぱりその中身においても住民を大切にするというやつが基本的にあるのかなのか、その辺がやはり今回の場合の住民投票の

やつで基本的に本当に町長が言うように、議会も町もすべて住民がとにかく主役になるんだという形がやはりあるのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 宣誓はアメリカ型でやっておりますけれども、公職選挙法で政策を提案して、そして選ばれてきておりますので、当然町長が考えるまちづくりの方法にやるわけですね。そのときに、首長が恣意的にならないように、そのために最低限の公平・公正、そのためにこの住民自治基本条例、柴田町は最低限この民主的で、そして住民参加を得て、協働でやると、そのためにつくるわけです。ですから、権力を持つと権力にならないように、この条例を制定することによって担保されるというふうに考えているところでございます。

それから、構想ですが、これにつきましては、柴田町では財政再建プランでも事前に議会と一緒に練り上げた経緯がございます。ですから、基本構想につきましても最終的な正式と言ったらおかしいんですが、これは本会議です。その前の基本構想について、いろいろ勉強会をしたり新たな特別委員会をつくっていただいたりして、事前に議会の構想を入れると。これはやぶさかではございませんが、それがあくまでも町長が出す原案でございます。その原案に対しては最終的にこの本会議で審査されるべきものだろうというふうに考えております。ですから、構想については事前に議会のご意見を入れてつくることはやぶさかではございません。その点をご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど言った住民投票制度、これは法定協議会でやると決まってもその前に選挙で選ばれた議員の皆様が民意に基づいてここで多数に議決をしたわけです。離脱の議決をしたわけです。やはり制度で認められている選挙で選ばれた議員の議決、これが最大限重いと。だからこそ住民の権利を守るために、今回は常設の住民投票条例を制定させていただきたいと。そのときも議会の権限を無視することなく、一たんは必ずこの場にその案件がかかるということでございます。住民投票というのは今回の法定協議会の設置でおわかりのように、なかなか中身が理解されないまま署名活動が進むという大きな実は問題点もあるんです。扇動性はないんですが、ムードに流されるということがございます。それを防ぐ意味でも直接請求であります住民投票等の請求につきましては、やっぱり一たんこの議会ですべての角度から議論をして、その議論を踏まえまして署名した方々にもう一度考え方を練っていただいて、考え方を整理していただいて、そして必要であれば改めて住民投票制度を使って、住民投票をやると。

ただし、あくまでもこれは諮問型でございます。拘束型ではありません。最終的によくこ

の議会で言われました、私。合併を決めるのは最終的には議会だと。そうなんです、最終的にこの住民投票の結果を踏まえて、その結果がいかであろうとも最終的に町長が提案して、最終的には議会が決定する。大枠の仕組みは変えておりません。

○議長（我妻弘国君） ほかに質問ございますか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） まず、1点目でございますけれども、2月の議会で住民の自治意識が低いとか、土壤ができていないとか、つまり時期が早いという意見があって、反対多数で否決された。今回どうしても必要だということで出したということなんですけれども、それだけ町民のこの基本条例に関しての関心が高まったと判断しているのでしょうか。何月か忘れましたが、つくる会の活動報告を見た方が、町民の方なんですけれども「2月の議会で否決されたのにまだやっているのと、こういうチラシを出すのも町が金を出しているのに、何でいつまでやっているんだと、正直言って、町とか、一部の方はこの基本条例について感心があるというか、一生懸命だけれども、我々一般町民はそれほど関心はないよ」ということあったんです。その辺についてどうお考えかお聞きします。

2点目、町内会活動を一生懸命やっている方から「正直言って我々はそんな条例がどうかということで町内活動をやっているんじゃないよと、地元のためにやっているんだよと、かえってこういう条例で住民はどうすべきだとか、何かいかにもこの条例最後の最後まで勉強しないことには町内活動をできないみたいな印象を受けてしまうと、そして我々住民の意識というのも刻々と変わるから、そういう条例で何か固定される、拘束されると」そういう意見がありました。その点についてどう思うか。

それから、3点目、同じように、私も見たんですけれども、いつの新聞か忘れましたが、意外と全国的にこういうまちづくり基本条例というのは制定されていないという新聞社の調査報告だったと思うんです。みんな北海道に一生懸命視察に行って、いろいろ話を聞いて勉強したと。ところが、結果的にそんなに全国的に見て、まだそういう条例の制定というのは割合からすると1割あるかないかというような結果だと思うんです。ちょっと曖昧ですけども。そういうことについてどう思われるか。

4点目、今回若干の修正というふうに町長の提案理由にありましたけれども、2月の議会の際の意見などをどのように反映したのでしょうか。先ほどの担当課長の説明では、2月に出した原案と今回とでどこがどう違ふとちょっと私も聞き漏らしたのかもわかりませんが、本来ならば、2月の議会とここでそういう修正しましたとか、つけ加えましたというのがあってもいいと思いますので、その辺どういうふうにしたのかお聞きしたいと思います。

それから5番目、先ほど基本構想について質問がありましたけれども、現在の町の長期総合計画などとの関連性ですね。逆に言えば整合性といいたいでしょうか、どういうふうにするのかなんですね。

それから、町長の答弁では、本来は議会の本会議に最後の最後かけるという、ただし事前にそれなりの場合によっては議会に付すべき意見を聞く場を設けるというようなお話がありましたけれども、うちの議会も三つ常任委員会がありますから、県議会のように、こういった基本構想というような重要なことについては、もう各常任委員会にそれぞれの分野についてこういう構想でありますというふうにやっぱりかけるべきじゃないかと思うんですね。そこで採決とかじゃなくて、私は町の議会というのは本会議主義だけれども、こういう重要な基本構想となれば、県議会のように各常任委員会にあらかじめかける。そして、今のところはまだ少数意見かもわかりませんが、常任委員会を公開してはどうかという議員さん、それから、もしかすると町民から声が出るかもわかりませんが、もしもそういうふうに基本構想などを各常任委員会にかけるような、そういう場合は場合によっては常任委員会を公開にして、町民などにも委員会としてどんな討議をしていたかというのを見てもらう、聞いてもらうというのもいいのかなと思いますので、常任委員会にかけるかどうかということですね。それを聞きたいと思います。

最後に、35条で委任とあって「この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めます。」とありますね。これは私思ったんですが、先ほど担当課長の説明も関係資料その1、その2ということが出ていますが、これがいわゆる必要な事項は別に定めるというものなるのかですね。そして、これは関係資料ですよ。例えば、規約とか、規定とか、条例の本文があって、細かいことは例えば規定で決めますとか、規約に定めるとなっているのはわかるんですが、別に定めます。じゃあ私どもがもらったものは関係資料ですよ。これを本当は規約とか規定というふうにするべきでないかと思うんですけども。今回、この提案されて、条例そのものを採決して賛成ということは、この関係資料の住民投票のところもこれでいいですよというふうに認めることになるんでしょうかね。住民投票のことが先ほどから話題になっていましたが、例えば住民から50分の1以上の署名が第1段階、第2段階が6分の1以上の署名とか、ちょっとここがわかりにくいのは、議員は議員定数の12分の1以上の議員の賛成により議会に付議、これは住民から請求があったのを議員が議会に付議するということなのか、議員そのものが住民投票をやってくれと、議会に請求するのか、そこも確認したいんですが。

最初の質問に戻れば、関係資料等としかなくてないものを今回これに承諾しろということになるんでしょうか。私は規則とか、規定というふうになっていないのは不備でないかなと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 舟山君の質問が多岐にわたりますので、休憩いたします。

30分に再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

舟山 彰君の質問に対して答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） ご答弁申し上げたいと思います。

2月に上程申し上げた経緯がございまして、それ以降、住民の関心がどうなんだというふうなことでございます。町の方、それから大変住民ベースでこの条例をつくり上げていただき、その中で法令の考え方というふうなことを入れ込ませていただきながら、本条文をつくり上げてございます。つくる会の方々、活動は継続をさせていただき、いろいろなところで住民個人個人に説明をしたり、あるいは人形劇なんかを開きながら説明させていただいているというふうなことで、私らもことごとく出向いて、そういったところでお話し等々をさせていただいていると。関心がないということではなくて、関心を持てるように活動をさせていただいているというふうなことが第1点です。

それから、二つ目といたしまして、ただいま住民自治による地域づくりワークショップというふうなものも開催させていただき、8月、9月にかけて3会場でございました。どういふふうな課題があつて、課題を解決し、どういふふうに共有して、行動していくのかというふうなことでワークショップを船岡、それから農村改善センター、西船迫というふうに関かせていただき、町民の方々に参加をしていただいております。そういう方々が当然まちづくりの担い手というふうなことで、行動範囲を広げていただけるといふふうにご確信してございますので、決して関心が低いというふうなことではとらえておりません。

それから、第2点目でございますが、地域コミュニティ、町内活動で活動を縛るのかというふうなことでございますけれども、町内会等々はあくまでも任意団体、地域型コミュニティというふうなことで表現されますが、この条例はそういうふうな町内活動を縛ったり、活動しにくくしたりというふうな観点は全くございませんで、むしろより活動をしやすいような

支援策を出しながら、相談等々にのりながら住民活動団体の方々とも一緒に活動をしていくというふうなことで進めていきたいというふうな考え方でございますので、活動を縛るというふうなことでは全くございません。

それから、第3点目でございますが、確かにニセコ5町の方でこのような条例をつくったというふうなことがございますが、私どもの方で今つかんでいる状況なんでございますが、実際に全国の事例を見ますと、185の自治体が名称はさまざまございます。まちづくり基本の理念条例だったり、参加条例だったりというふうなことがございますが、185というふうにとらえてございます。そのうち、県といたしますか、3県ございまして、市町村単位では182プラスあと県が3というふうなことで、185というふうにとらえています。

ちなみに、県内でございますが、東松島市、それから隣の亘理町というふうなことで、亘理町は20年4月、東松島市につきましては、21年4月というふうなことで、おのおの制定され、町民自治のまちづくりを進めているというふうに聞いてございます。

それから、4点目の修正箇所というふうなことでございますが、修正箇所につきましては、実は7月15日の全員協議会の中でもお示しを申し上げさせていただきました。再度申し上げますと、これは2月の議会審議を踏まえて、内部の本部会議等々に諮りながら、修正させていただきました。その修正点を申し上げます。

第15条第1項でございますが、議会及び議員の役割というふうなことで、2月の際には議会というのは、監視機能だけかというふうなご指摘がございました。質疑をちょうだいいたしました。それで、議会は憲法上に定められてございますが、町の議事機関というふうなことであつたわけしております。それを伴いまして、今回は、「議会は町の議事機関」というふうなことで明確に表記をさせていただいたというふうなことです。

それから、第33条になりますが、修正前は「推進委員会」というふうな名前で条文をつくってございました。これにつきましても推進委員会というのはどうもどういうふうな内容なのか、どういうふうな権限を持つのか、あるいは議会を超えるような権限なのかというふうなことで、大分ご議論をいただきました。それで、当方では、そういうふうな観点での推進委員会という表記意図はございませんでしたけれども、そのような誤解を生むというふうなことで、これは推進委員会というふうな名前の中でも町長の附属機関というふうなことでご説明を申し上げておりましたけれども、それを明確にするというふうなことで、「基本条例審議会」というふうなことで修正させていただいたというふうなことです。

それから、第33条第1項でございますが、これらの部分については、同じ条の中で基本条

例審議会というふうなことでございます。

それから、附則でございますが、前段は平成21年10月からというふうなことの基本条例本文ですね。これを22年4月からというふうなことで、今回上程するに当たりまして、日付もそのようにさせていただいたというふうな内容です。

それから、5点目でございますが、長期総合計画の構想については、これは常任委員会と議会に諮るべきじゃないかというふうなことでございますが、当然先ほど町長もご答弁申し上げましたけれども、議会の要請があれば、そのような対応は可能というふうに考えてございます。

それから、6点目の35条の委任事項でございますが、この条文につきましては、規則等々がないんじゃないかというふうなことでございますけれども、説明でも申し上げたとおり、推進センターから住民投票まで、この3本というふうなものを考えておりますけれども、それらの中身につきましては、この資料の考え方等々を持ちながら、議会等のご意見も踏まえて、個別条例なりというものを制定していきたいというふうな考え方のもとで、施行日を2段階にしたというふうなことで冒頭で申し上げたわけでございます。それで、個別条例が制定され、施行された日から個別条例の部分は効力を発するといえますか、そういうふうな期日にさせていただいてございます。

それから、第7点目でございますが、住民投票の中身の問題だというふうに思いました。それで、関係資料その2でご配付させていただいてございましたけれども、この資料を大変恐縮ですが、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、中身というふうな内容から、これはこういうふうな住民投票制度の概要を持って、考え方を、条文等をおこしていきたいと。これらについても、議会の皆様とご審議を賜っていきたいというふうな考え方です。制度の概要なり、それから、制度のメリットというふうなことで、二つに分けてございまして、制度の概要でございますが、あくまでも常設型の性格は諮問型ということで、拘束力を持たないというふうなことで、尊重型というふうなことでございます。

それから、発議とそれから請求の仕方というふうなことで、これは第1段階請求とそれから第2段階請求というふうなことで、2段階というふうなことで考えてございます。まず第1段階については50分の1というふうな連署があればというふうなことで、その前段の審査も当然含まれての50分の1というふうな形になりますが、これらについては議会の方に付議させていただき、これは住民投票になじむのかというふうなもののご審議を賜り、その中

で議決をちょうだいいたしますれば、当然住民投票として実施できるというふうな観点、それから、それがいや、これはちょっとなじまないんじゃないかというふうなことがあった場合、そしてその中でも住民の方々が、いや、やっぱり我々はもう一度やりたいというふうなことがあれば、第2段階請求というふうなことで、これは今度連署というふうなことが6分の1以上というふうなことで、重い、ハードルを上げて、それで行うというふうな内容です。

それで、あとの投票要件とか、これもいろいろなご議論があらうかと思いますが、満18歳以上の者と。それで、議員さんでございますが、議員さんも当然住民投票が行えるというふうなことで、これは現行の地方自治法の112条と理解していますけれども、その中で議案の提出権というふうなことが認められてございます。それらの中で12分の1というふうなことがございますので、それらの数字については自治法を引用させていただいているというふうなことです。

それから、その下に5番目の対象規定等々、これが除かれる者というふうなことで列記をしております。

それで、大変恐れ入りますが、次のページをお開きいただきたいと思います。

住民投票実施フローでございますが、常設条例の施行後というふうなことで記述をさせていただいています。四角い横の箱で発議なり、住民投票なり、請求の方法なりというふうなことで、ただいま申し上げたものがこのようなフローになるというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

それで、次のページの3ページの部分につきましては、現行の住民投票を行おうとすれば、現行の制度でどうなのかというふうなことで、これを記述してございますので、ごらんいただきたいというふうに考えて資料として提出させていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、再質問ありますか、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の質問でいくと、住民投票もですから個別条例案がこの後、議会に出されるという、細かいことはそこで決めますという認識でいいのかということですね。

ちょっとほかの議員さんに聞いてほしいと言われたのは、満18歳以上ということで、先ほど課長も何かちょっとここは議論があったとかつてありましたけれども、今のところ日本ではいろいろ20歳以上と、これ18歳にする理由というんでしょうかね、幅広くという意味もあるんでしょうけれども、あとほかの町の条例なんかとの整合というか、国でもいろいろ18歳にしましょうということだけれども、かなりのいろいろな法律を変えなくてはいけないとい

うことがありますけれども、住民投票に関して、柴田町としては18歳以上とするということが、例えばほかの町の条例等に何か影響といたしますか、関連が出てこないかということをお聞きしたいと思います。

それから、これはつくる会かのチラシか何か忘れましたが、こういうまちづくり基本条例というのは、自治体の憲法といういい方を私見たような気がしたんですけれども、全国的に、先ほどは185ですか、3県を含めてというのがありましたけれども、認識としてどうということなんですかね。結局はこの条例はあらゆる町の条例のまず尊重すべきものだという表現になっていますよね。その憲法という認識になると、なかなか国の憲法というのも改正しにくいといったらなんですけれども、そういう全国的に今180幾ら制定されているということですが、どういう認識かちょっと改めてお聞きしたいと思います。

あとは、さっき言った、ですから、「この条例に必要な事項は別に定めます」という部分が先ほどの課長の説明では、個別条例でということになりますと、きょうここにいただいている関係資料の中身というのは、あくまで参考資料と考えるわけですか、この住民投票もですけれども。例えば、ほかの議員さんがこの住民投票のことを考えて、いや、ハードルが高すぎると、こういう内容では困ると、傍聴している町民の方々でも、例えば自分も住民投票を請求してみたいと。ところが50分の1とか、第2段階6分の1以上というふうなのがあって、ハードルが高過ぎるんじゃないかと。きょうここで議会として採決するとき、この32条関係ということで出ている住民投票の内容は、これはあくまでもまだ参考だよと。後で住民投票の個別条例ということで議案として出すときに内容が確定されるんだよと。やっぱり議員もきょうこの基本条例そのものを採決する場合に、住民投票、やっぱり正直行ってハードルが高いとか考えた場合、ここだけでも反対というふうに考える議員さんもいるかもわからないんですよ。一応この内容だというふうに考えていいのか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 個別条例のやつが第1点でございました。

考え方としては、まちづくり基本条例はあくまで基本文としての条文を載せさせていただきました。それで、それらを実施していく場合については、おのおの個別条例と申し上げておるんですけれども、実施する条例なり、規則なり、あるいは要綱なりというのが今度出てまいります。それらを別に定めながらしていこうと。この基本条例の中にすべて盛り込むわけにはちょっと無理があるというふうなことで、そちらの方で条例を個別に議会の方に上程

をさせていただいて、ご審議を賜って制定させたいというふうな考え方です。

それから、2点目の18歳の理由ということだと思いますけれども、実はこの18歳につきまして、いろいろつくる会の方でも18歳というふうなご提言をいただいております。まちづくりにおいては、これからやっぱり次の世代にだんだん受け継いでいかなきゃいけない。我々も前の代にいろいろな歴史なり、文化なり等々を引き継ぎ、あるいは資源を引き継ぎながら、ただいまに至っておりますけれども、次の世代の中でもやはりそういうふうなものを脈々とやっぱり引き継いでいかなければならないというふうに考えてございました。そういったときに、多くの方々がまちづくりに参加するという条件を整えれば、まず18歳というふうな考え方でした。

それと、あとは全国的な事例といいますか、住民投票のための事例でございますけれども、ある程度300ぐらいのやつを調べてみますと、やっぱり18歳が3割程度ぐらい、それから常設の住民投票制度を引いている中にいきますと、これは18事例等をちょっと私ら方で拾ったやつなんですけれども、総体的か、拾った範囲の中を見てますと18歳がやっぱり55%ぐらいというふうな明記されているというふうなことと、私ら方はまちづくりは先ほど申し上げたとおり、代々の的に引き継いでいくというふうな観点から18歳というふうに考えておりました。

そして、それからこの憲法というふうなお話しでございましたけれども、これは住民自治基本条例等々につきますと、町の憲法だというふうなことで前にもそのような全国的な紹介をしながら記述されたこともございます。しかしながら、ここのまちづくり基本条例の第2条をごらんになっていただきたいと思うんですけれども、あくまでもこの条例はまちづくりの基本事項というふうなことで、条例の改廃等々必要があれば、この条例を最大限に尊重していただきますというふうなことで、考え方です。

町の条例でございますので、条例は上下関係ございません。私は一列というふうに考えてございますし、上下関係はございませんが、やはりまちづくりを行っていくときには、こういうふうな考え方も条文の中で加味していただくというふうなことで最大限尊重するというふうな表現でございます。

それから、4点目でございますが、この住民投票の先ほどの資料でございますが、先ほども申し上げたんですけれども、私ら方の考え方といたしまして、このような考え方で今後条例の方を整備させていただきたいというふうな考え方でございます。それで、すぐにつくるというふうなことではなくて、先ほども申し上げたんですが、いろいろな議会の議員さんとも議論をさせていただいて、この整備の概要等も含めながら、議論いただきまして、それで

それらを反映して、個別条例をつくっていきたいというふうな考え方で、2段階の施行期日になっているというふうなことでございますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 住民投票のシステムのところで、第1段階については、50分の1以上の署名と。それから第2段階が6分の1ですか。どうしてこういうふうに2段階に分けているのか。50分の1以上の場合は、議会とかで審議して実施するかどうかとか、第2段階は数が多いということで、もうストレートに町長が常設条例に基づき実施という2段階なんですけれども、念のためというとあれなんですけれども、その点を聞きたいと思っています。

それから、これは要望でいいんですけれども、我々議員に全員協議会で今度はこういう点を修正しましたとかという課長は説明したと。じゃあもう本会議でやらなくてもいいと言っていますけれども、やはり傍聴に来られている町民の方などはそれを裏事情ということはありませんが、2月の議会のときとじゃあどう変わったんだというぐあいに、やはり傍聴者、いうなれば町民の方にもやっぱり今回はこういうふうに修正するというようにちゃんと説明すべきじゃないんですかね。もう議員には全員協議会で説明しているんだから、ここでやることないというようなことでは、私は困ると思いますよ。これは要望ですけれども。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 住民自治によるまちづくり基本条例、この議会でもう長年にわたって議論をやってまいりました。そのときに言われたのは、ちょっと誤解なんです、議会軽視ではないかということが大分ございました。その議会軽視の対象となったのは、この住民投票条例でございます。直接議会にかからないで、町長が住民投票をかけるのはいかがなものかというような議論がございました。まさに議会の考え方も理解できるのでというのが一つ。

それから、今回の法定協議会の設置の請求で見られますように、やっぱり内容がわからないまま、町長に大分苦情が来ました。わからないまま署名活動というのは進みやすいという問題がございました。そうではなくて、やっぱり署名活動、これは大いにやって結構なんです、やっぱり本議会の町民から選ばれた議会が一度その問題点について町民のためにわかりやすく議論をして、わかりやすく整理をして、それをフィードバックすると。そうした中で、もう一度やっぱりこれは6分の1を集めて、住民の意思を示して、町長や議会に自分たちの意見を述べるべきだと、こういう過程を踏まえれば私は議論の過程が深まるんではない

かなというふうな思いで、今回は2段構えと提案をさせていただきました。

ですから、個別条例の場合は、あくまでも議会の意見を聞けということもございますので、全体の枠組みを認めていただけましたら、個別条例につきましては、また事前に資料等を出して、説明して、意見を踏まえてみんなでこのまちづくり条例は憲法というような考え方という今お話しがありましたけれども、最高法規というような考え方で、やっぱりつくることが目的ではないんですね。つくって、そしてみんなでいい町をつくる。そのためには団体自治と言われる役所の中にも意思決定になるべく住民も参加させる。これは議会への参加と言っていますから、我々も住民参加だと。これは組織の中への参加、これは団体自治への参加と言っていますが、それだけでは済まない。まちづくり全体も住民が参加してもらって、協働というかたちでやっていかないといけないということなんです。ですから、地域をよくするための条例でございます。

ですから、町内会の活動を縛るとかではありません。町内会の活動を活発にして、みんなで地域を盛り上げていくために、なるべく町民の意見、本当は町長と議会がしっかり鏡のごとく聞けばいいんでしょうけれども、そうはいかないということで、住民参加というのが叫ばれて、いろいろな仕組みがある。提案されているわけですね。情報公開もそうですし、町長へのメッセージもそうですし、パブリックコメント制度そうですし、情報公開条例もそうですし、みんな個別に制度ができております。それを住民自治によるまちづくり基本条例という体系化して、より住民の方々に自分たちが目指すまちづくりを執行部と議会と町民がやると。そのための条例でございますので、ぜひその点ご理解をいただきたいというふうに思っております。

ですから、最高法規ではありますが、住民が参加しやすいいい町をつくるのであれば、積極的に仕組みを変えたり、条文を変えたりするというのは、私はやぶさかではないと。逆に変えていこうというムードが盛り上がれば、この条例が根強く生きていくのではないかなというふうに考えている次第でございます。そういう点をぜひご理解をいただきたいと思えます。

個別条例につきましては、議会と相談して今いろいろな問題出ました。18歳以上にするのか、そのほかにもいろいろありましたね。それについては一緒に考えさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例は、住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会を設置して、審査を付託し、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、本案は住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会を設置して、審査を付託し、閉会中の継続審査と決しました。

お諮りいたします。住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会は委員8名、任期は平成21年11月30日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会は、委員8名、任期は平成21年11月30日までと決しました。

お諮りいたします。住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、4番高橋たい子さん、5番安部俊三君、6番佐々木 守君、7番広沢 真君、8番有賀光子さん、9番水戸義裕君、12番舟山 彰君、17番白内恵美子さんの以上8名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名を住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいまより休憩したいと思います。

再会は午後1時からです。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第7 議案第5号 柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第5号柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第5号柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町が定めている柴田町公共物管理条例の使用料については、柴田町道路占用条例を準用し、形態または種類により徴収していますが、一部徴収項目に不備があることから、項目を追加して使用料を徴収するよう条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 詳細説明いたします。

議案書29ページお開きください。

議案第5号柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例です。

柴田町公共物管理条例は、昨年12月に道路占用条例の改正とともに、一部改正の議決をいただき、本年4月1日から施行いたしました。使用料については、その多くを柴田町道路占用料条例を準用することとしましたが、条例規定をそのまま該当させられない事案があり、今回改めて改正を行うものです。

該当させられなかった事案ですが、道路敷き、水路敷き、いわゆる旧国有財産で、既に道路、水路の用をなしていない土地があります。これらのうち個人敷地に隣接する土地等について、申請により個人宅の通路や敷地等の一部として使用を許可しております。これらはもともと国有地でしたが、平成14年から町に充用されたことにより、町が継承し、使用申請を受け、許可の手続きをとっております。使用料については、県や近隣市町と同水準の1平方メートル当たり年間100円としております。ことし4月施行の改正条例の規定では、これらの事案は道路占用条例に準拠することになりますが、条例で定めた個別事項の構造物、施設等に当てはまらないことから、その他の事案としてみなすこととなります。ただ、このその他の適用は、月額100円となっており、そのまま適用すれば、12倍の負担になってしまいます。今年度の使用許可においては、条例の不備ということを考え、減免により月額100円を適用しております。この減免を適用した方々は現在10名おります。年間の使用料総額で約5万円となっております。今回の改正はこの不備をたやすためのものとなります。

条例案について説明いたします。

第5条は、使用料の徴収について定めています。改正前は二つの条項に分け記述しており

ましたが、1条項であらわすことができることから、整理をいたしました。

第5条、町長は前条の許可を受けた者から別表に定める額及び柴田町道路占用料条例第2条の規定を準用して算出した額の使用料を徴収する。としています。

別表で今回の事案についての使用料を規定しています。先ほど説明いたしました宅地の一部、道路の一部等に使用されるケースは次のページになりますが、その他の使用形態として取りまとめ、使用面積1平方メートル、1年で100円の使用料を規定しています。農地、採草放牧地については、現在柴田町でそのような使用形態はありませんが、県、近隣市町でも設定されていることから規定しておくものです。使用料は1平方メートル1年で5円の設定です。

附則になります。第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成21年10月1日から施行いたします。

第2項では、経過措置として改正後の柴田町公共物管理条例の規定は、施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例により定めを規定したものです。

以上のとおりです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） この施行期日なんですけれども、これは10月1日となっております。

それで、この徴収事務というのは実際何月にやって、大体どの程度で納入が済んでいる状況なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 毎年使用申請をいただいて、許可という形で使用料の金額を確定しています。その金額については納期限を定めまして、年度途中だったと思いますけれども、そこで年額の全額をお支払いいただくという形です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、ことしは該当はしないということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） ことしはそういう方については減免という形で12分の1の額を確定させましたので、特に金額が上がるということはありませんでした。既にそういう方は平成14年以前からずっと使われている方がほとんどです。毎年毎年使用申請をいただいて、許可をしていくという形で運用しております。

- 議長（我妻弘国君） 再々質問ありませんか。ほかに、9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） 今、聞き漏れたわけですが、いわゆる国有地という、青道とか赤道とか言われる部分の法定外公共物という言い方をするやつのあるんですか、これは。ということで、今度市町村でいわゆる売買当事者ともできるというあれですか。これを売るほどでもないから使用料をもらうということではないんですね。その辺は。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。
- 企画財政課長（水戸敏見君） 本人の申請に当たりいわゆるそれが買い受けたいというときには、当然区分けとか問題なければ応じております。ただ、安いものですから、なかなか買ってほしいという方が少ないというのが実情です。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 平成21年度柴田町一般会計補正予算

- 議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第6号平成21年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第6号平成21年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費など、真にやむを得ないものについて補正するものです。

補正の主なものは、歳出として子育て応援事業、ふるさと雇用再生事業、美しい森林づく

り基盤整備事業及び土木費道路維持費などの増額、4月1日の職員異動に伴う人件費の減額並びに財政調整基金への積み立ての補正を計上しております。その財源として国県支出金、繰越金、町債などを充当いたします。

また、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものでございます。

これによります補正額は2億2,060万3,000円となり、補正後の予算総額は104億5,708万1,000円となります。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 詳細説明いたします。

議案書31ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額にそれぞれ2億2,060万3,000円を増額し、補正後総額を104億5,708万1,000円とするものです。

歳入歳出の個別説明の前に、債務負担行為補正と地方債補正を説明いたします。

35ページをお開きください。

債務負担行為補正です。

追加5件となります。いずれも国の経済対策ふるさと雇用再生特別基金事業によるもので、平成22年度、23年度に継続する事業費限度額の設定になります。

36ページをお開きください。

地方債補正となります。

追加の美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は、公共投資臨時交付金対象の補助事業として、採択見込みの林道整備事業にかかわるもので、全事業費5,310万円のうち、地方負担となる半額2,650万円を地方債で手当てしています。ただ、この事業は臨時交付金が交付されることで、9割に当たる金額が後で手当てされることとなります。国の交付確定を受け、地方債の減額を行っていきたくと思います。下の欄の地方特定道路整備事業費は、事業規模の変更、臨時財政対策費は今年度の限度額が増額されたことによるものです。

歳入について説明いたします。

39ページをお開きください。

歳入歳出とも使用事項について説明いたします。

款11地方交付税です。今年度の地方交付税交付額は8月に確定しました。22億3,653万円となりました。基準財政需用額の算定が大きく落ち込み、昨年度に比べれば約1億円の減額と

なっています。当初予算を割り込んでおりまして、今回の補正で7,583万8,000円を減額しております。

2段目です。款15国庫支出金、項1、目1民生費国庫負担金150万円、これは補装具費の増額見込みによるものです。このページの一番下の欄、款16の県支出金も合わせて増額となっております。

3段目、款15、項1、目1民生費国庫補助金の増額は、21年度継続となりました子育て応援特別手当交付金の財源として交付されました。節3の3,452万4,000円が交付対象額となります。項6農林水産業費国庫補助金、地方債補正で説明いたしましたが、林道整備事業にかかわる2分の1補助として美しい森林づくり基盤整備交付金2,655万円を計上しています。

40ページをお開きください。

款16県支出金、目7商工費補助金、節2ふるさと雇用再生特別基金事業補助金1,993万5,000円は経済危機対策の対象事業として県基金から交付されるものです。23年までの3カ年を見込んでいます。

41ページをごらんください。

款17財産収入、目2、出捐金残余収入金収入120万3,000円、これは財団法人宮城県地域振興センターの解散によるもので、解散に当たり出資額に応じて精算額交付の規約に沿った返還となります。

3段目の款19繰入金、目1他会計繰入金は、特別会計20年度精算による一般会計への戻し額となります。基金繰入金では今回の補正財源を賄うために財政調整基金から3,944万1,000円を手当てしています。ただ、歳出で20年度決算を受けまして9,000万円の積み立てを行っておりますので、基金から見れば約5,000万円の積み増しという結果になります。補正後財政調整基金、減債基金の総計は約6億7,600万円規模となります。剣先地区橋梁整備基金300万円の取り崩しは実施設計の事業費とするものです。

款20繰越金は、20年度の歳計剰余金として差し引きするものです。総額が1億6,436万5,000円となりました。

42ページをごらんください。

款22町債、先ほど冒頭で説明いたしました地方債補正の内容です。総額で7,550万円となっております。

歳出を説明いたします。

43ページをごらんください。

各費目で計上している給料、職員手当等、共済費、いずれも人事院勧告による減額と職員異動に伴うものが主な事項となります。見込額による増減を行っております。この費目については説明を割愛いたします。

44ページをお開きください。

款2、項1、目2企画管理費です。事業内訳で長期総合計画策定事業として225万9,000円を措置しています。報償費から委託料までの総額となります。策定事業は、今年度、来年度2カ年で進めることとしており、今年度は基礎調査、住民意向調査などに取り組みます。

45ページはまちづくり推進費ですが、この中の交流広場看板設置業務委託料9万7,000円を措置しています。これは町内の大型スーパーマックスバリュ柴田店さんなんですが、空き店舗スペースを地域貢献事業の一環として町に提供したい。活用してほしいという申し出がありました。これを受けたことによるものです。とりあえず1年間の期間を示されていますが、60坪スペースの提供を受けます。間仕切りや冷暖房設備等、施設的な改修も行っていただきますし、使用料については1年間は無料というふうな約束になっております。町が進める住民との協働について、形あるものをつくっていきたいと考えておりましたので、実証的な取り組みになりますが、住民との協働サロンとしての活用を図っていきたいと考えています。運用や利用団体については、これからの検討となりますが、マックスバリュ柴田店が11月にリニューアルされるということもあり、町の方針を示す看板だけ先行させなければならないことから、今回の補正議案として計上するものです。

財政財産管理費、節11需用費修繕料342万2,000円は庁舎の冷暖房設備、雨漏り等の修繕が必要となり措置しております。目6基金管理費、20年度決算剰余に伴い9,000万円の財政調整基金の積み立てを行っております。

46ページをお開きください。

目9消費生活相談費は県の消費者行政活性化事業補助金10分の10、いわゆる全額の補助になります。これを受け措置しております。目12渉外費として39万円を措置しています。来年1月に北上市との姉妹都市締結30周年、それを迎えるんですが、この秋10月28日に、記念式典を計画しております。柴田町での開催予定としております。その費用としております。目14住民投票費は3町合併での住民投票を想定し、計上しておりましたが、今回減額措置を行います。下の段は税務総務費です。

次のページをお開きください。

節23過誤納還付金500万円を追加しています。これは予定納税のあった法人町民税等で、税

額確定により還付精算を行う必要があり、見込額として措置するものです。

49ページの中段、宮城県知事選挙費の増減は、主にポスター掲示業務の委託化に伴い措置しています。総額では63万7,000円の増額となります。

51ページをお開きください。

民生費です。項1、目1 社会福祉総務費、節28繰出金です。出産育児一時金分として235万4,000円を計上しています。10月から出産育児一時金が5万円増額され、42万円になりますが、そのための増額です。次の段の目2 老人福祉費、節23、28繰出金は介護保険特別会計への繰出金です。介護給付費分は20年度ルール精算による不足分、事務費分は21年度の調査員賃金として計上する分になります。

52ページをお開きください。

目6 障害者更生援護事業費です。節20扶助費で補装具費支給300万円と成年後見人制度利用支援事業113万円を措置しています。いずれも利用見込みの増を想定しているものです。

53ページをお開きください。

款2、項2、目1 児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金で、子育て応援特別手当交付金3,452万4,000円を措置しています。21年度交付分で全額国庫補助によるものです。

57ページお開きください。

款6 農林水産業費、項2 林業費です。経済危機対策関連の事業を計上しています。目1 林業総務費で里山ハイキングコース設定業務委託料420万円、目2 林道費で林道整備事業これは上野林道と雨乞林道になります。法面補修、舗装等で委託料610万円、工事請負費4,620万円を計上しています。

58ページになります。

目2 観光整備費ですが、委託料522万6,000円は新たに法人化を予定している観光物産協会への委託事業として計上するもので、経済危機対策対象林業費を財源としております。節15 工事請負費、この減額450万円は、船岡城址公園内観光売店等解体工事費として予定していたものですが、関係者との合意形成が必要なことを踏まえ、今年度執行を取りやめるものです。来年度お花見の終わる6月以降に国庫補助を受け、新たな施設建設を行うこととしています。その工事に合わせ実施したいと考えています。本事案はさきの臨時議会で議決を受けた経済危機対策臨時交付金事業の一つなのですが、交付金確定時申請手続きの中で変更としていきます。

59ページをごらんください。

款8土木費、項2、目1道路維持費一般町道維持管理費として1,607万円を措置しています。今回の補正では、槻木70号線、72号線の道路改修、槻木5号線については側溝改修、また町内各所の緊急措置が必要な路線についての修繕を行います。目3道路新設改良費では、熊野排水路橋梁新設実施設計に300万円を措置します。剣先橋梁整備基金これを財源とする事業です。富沢11号線について1,200万円、工事費の追加を行っております。それは道路改良の進捗に合わせ、農業用の水路つけかえが必要になったための措置となります。

60ページをごらんください。

款8、項4、目2都市街路費、この補正は主に新栄地区のまちづくり交付金整備事業に関するものです。節13委託料で234万8,000円の減、これは委託事業の支出見込みによる減額が主な要因です。新たに船岡47号線の調査測量設計業務を追加しております。

63ページをお開きください。

款10教育費、項1、目2教育管理費で、委託料675万2,000円の増額です。船岡中学校屋内運動場改築事業実施設計業務委託料の増額は、地盤調査のためのボーリング調査を追加します。校舎耐震補強等実施設計業務委託料425万2,000円の増額は、耐震改築の補助事業採択に向け、改めて耐震化調査事業が必要になったための措置です。

64ページ、項3、目1中学校費で156万1,000円を措置しています。各中学校とも学用品費、給食費等の扶助費の増額が主なものです。

65ページ、項5、目1社会教育費です。図書館整備に係る費用として総額で493万4,000円を措置しています。図書館整備事業委託料397万4,000円は、経済危機対策基金事業の活用です。

66ページ、目3しばたの郷土館費、節13委託料551万9,000円も同様の委託事業となります。

67ページ、上段の目3の給食センター費504万5,000円の減額は、支出見込額の確定によるものです。

款12公債費は財源の組み替えとなっております。

以上、詳細説明となります。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。**

歳出については、款1議会費、43ページから款3総務費の50ページまで、款3民生費51ページから款7商工費58ページまで、款8土木費58ページから款13予備費67ページまでといたします。

初めに、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の**質疑を許します**。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） ちょっと整理して、説明願いたいんですが、基金関係ですね。今年度の予算最終的には今の時点でどういうふうになるのか、基金積み立て、積み増し、ちょっと整理して、あと残高とよろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 基金については、今回積み立てと取り崩しが両方ありますので、ちょっとわかりにくいかなというふうに思っています。積み立てに関しては、いわゆるルール分、ルールの積み立てというものがありますので、今回は9,000万円積み立てを行いました。取り崩しは3,944万1,000円、約5,000万円が実質的な積立額になっています。財政調整基金がこの積み立てと取り崩しを行った後では、5億7,800万円、町債等管理基金が9,770万円程度ありますので、両方合わせると6億7,600万円の規模になるというふうになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今年度取り崩しは幾らでしたっけね。当初の。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 取り崩しは3,944万1,000円です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。ほかに、12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 37ページの総括の歳入のところなんですけれども、地方交付税はマイナス約7,500万円の補正と、それ以外は国庫支出金、県支出金等はプラスの補正と、繰入金、それから繰越金ですか、これも5,500万円とか、7,000万円ぐらいのプラスなんですけど、町債の方は借金がふえるというのでは7,500万円プラスということで、お聞きしたいのは、当初予算案のときから見て、交付税のマイナスというのが大体このくらいになるという見込みどおりなのか、それをカバーするという意味での繰入金、繰越金、今度の9月議会、決算議会ということで、20年度の町の決算が確定して、こういう繰り入れ、繰り越しができるというんでしょうかね。町債の中身というのが美しい森林づくり、国から補助が来るけれども町としても一部負担しなくてはいけないということで、今回町債2,650万円ですか。それから下の土木際、これが42ページに来ているんですが、980万円だけはやっぱり町としては町債を発行しないことにはこの事業はできないと。全体でいくとさらに臨時財政対策債が3,000万円以上ですか。結局今回の補正予算でいくと、町債としては7,550万円、借金をふやさなくてはならないと。

お聞きしたいのは、そういうさっきの総括のところという国からの交付税が減になるというふうな見込みとか、逆に町でそれをカバーするということがある程度予想できた範囲だっ

たのかどうか、それとも財政課長がいろいろやり繰りしてこうなったのかどうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（水戸敏見君） 地方交付税の見込みなんです、まさに今回のマイナス補正分が見込みから狂ったということです。7,000万円を超える金額が落ちて、厳しく査定されてしまったと。これは町は想定しておりませんでした。その分について今回は落とさざるを得なかったと。その分について財源が足りなくなりますので、さまざまなものを見たんですが、最終的には財政調整基金の取り崩しを行って、予算のいわゆる歳入歳出を合わせる必要があったということです。

起債なんです、まず、一番目の農林水産業債、美しい森林づくり基盤、その起債なんです、これは今回の経済危機対策一連の事業の中で、半分は地方負担しなければいけません。その地方負担のうち90%までは後から交付金が確定するんですね。ただ、それはまだ確定しておりませんので、今の時期予算計上するためには、一般財源を入れておくか、事業を認める記載で一たん置いておくかというふうな選択になりますが、今回は起債として一たんその半額分を計上しております。ですから、これが交付金事業が確定した後では、9割が補てんされるようになるかなというふうには考えております。

臨時財政対策債については、これは第2交付税といわれているようなもので、借金なんです、後で国が償還に関しては面倒を見るということですので、借金はふえていくんですが、後々のいわゆる返す負担は市町村では考える必要がないというふうな起債で、その限度額まで町は利用しています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） きのうまでの一般質問なんかで、町長というか執行部の答弁というのは国にいろいろ補助金を申請しているということで、臨時交付金といいたいまいしょうか、経済対策絡みとかですね。そして、採択を受けたらやりますよというようなことなんですけれども、今後そうすると、やっぱり何だかんだ町が負担すべき部分というのは出てくると。今後そういうような町債発行というのがふえるということを考えられるというか、逆に言えば、そういうことも考えながら、やはりぎりぎり国からの補助金の申請について考えるべきじゃないかと。なかなかもらえる機会がないから、もらえばいいというんじゃないかと。自己負担があると。やはり町債というものも発行せざるを得ない状況ですよ。例えば、町そのものが手持ち資金、企業で言う現金を持っているのであれば、応じられるかもわからないけれども、今回の借り入れについても町債を発行という形ですよ。今の課長の説明の臨時財政対策債

の部分は、いつかは国が負担してくれる分だからいいと言うけれども、それでも私からすると、その部分も含めて、簡単にこれを見ますと、補助金申請していいのかなど。町の自己負担部分があって、町債を発行せざるを得ないというのであれば、きのうまでの意見では、もらうものはもらえという趣旨もあったかもわかりませんが、その辺についてどうお考えになっているか。

あともう一つは、42ページの林業対策の部分補正は2,650万円ですよ、この町債発行。57ページが支出の方には、林道費の補正の特定財源が地方債が2,647万円、一般財源が45万円ですよ。これは債権を発行するというので、端数を除いての2,650万円なんですか、その2点だけ質問します。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり議会と言ってね、大変申しわけないんだけど、やっぱりこの補助金をもらって活用して、どんどん事業を持ってこいという時期があって、たまたまそういう仕組みになると、一生懸命職員が県に行って、じゃあ有利な補助金、それから起債とってくるとね、今度は余り手挙げするな。これはで一貫性がないと思います。正直、これまでは必ず仕組みがありますので、補助金というのは半分、残りはすべて町の予算、そのうちの大体70%は起債、そして現金は大体30%、この仕組みでずっと議会をやってきました。その70%の起債のうち、一般起債というんですか、地方交付税に参入されない、要する振興資金を借りて、そして借金をふやしてきた。これからはやっぱり今おっしゃったように、財政規律を考えながら、借金の実質公債費比率という数字をにらみながら、やれる範囲内で、それも緊急を要するもの、今回は学校なんです。学校と土砂崩れというか、崖崩れの森林、この二つだけです。あときこの議論になりましたデマンド型のタクシー、これについても早くやれと。だから早くやるためにはなるべく国のお金、計画は10分の10、一般財源が要らない、あと2年、3年は2分の1の補助をいただけるということなので、そういうものを活用して、地域経済の活性化に結びつける。これはあくまでも、経済活性化、公共投資臨時交付金、麻生内閣が地域経済を活性化させるために提案した事業です。

ですから、ぶれると困るんですね。やっぱりこういう必要なものは積極的にもちろん財政規律をにらみながらやらせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。（「もう1点」の声あり）企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 起債が10万円刻みの設定になりますので、どうしても10万円刻みの2分の1になったときに端数が出れば、一般財源の対象額が減るというふうになります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 2,650万円ということでの起債ではなくて、今の説明は10万円単位の起債ということなんだけれども、10万円の2分の1のどうこうということでもありますけれども、債権ということで発行するということでは2,650万円という金額になるのではないんですか。57ページの財源のところは2,644万7,000円とかって端数が出て、一般財源で45万円と、こうなっているんですね、財源のところ。42ページの町債のところは2,650万円、いうなれば起債というか、補正しましょうとなっているもので、細かい数字ですけども……。

それと、町長の答弁に対してあと……。

○議長（我妻弘国君） 何ですか、もう一度。

○12番（舟山 彰君） 今のは担当課長の答弁漏れ、確認という意味で、いいです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（水戸敏見君） 起債、前の2,650万円の方は、まるめで起債、いわゆる10万円刻みの設定にさせています。林道費の方については2,647万円、3,000円不足なんですけど、実額として計算しています。これは本来どちらかと言えば合わせた方がいいんですけども、いわゆる一般財源が組み込まれるという形にはなっています。これについては50万円にすべきだったと思っております。今回完全に修正しなくてもといたしますか、修正できればいいんですけども、計上しておりますので、この金額の中で町債の方については、いわゆる切り上げで表記してしまったというふうなことになるかと思えます。おわびしたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 39ページの国庫支出金、民生費国庫補助金の中の地域子育て支援対策事業交付金ですが、この金額は町は所得制限は設けたんでしょうか。何人分になるのか。

それから、その下の228万4,000円が事務取扱交付金になっていますが、実際にこの金額で事務はすべて人件費や後で歳出の方でも出てくるんですが、業務委託料ですか、全部賄えるものなんですか。

もう一つ、それから40ページの県支出金の中の7商工費県補助金で、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金がありますが、もう一度この使い方について何か縛りがあるのかどうか、その辺の詳しい説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。初めに、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） まず1点目のご質問の39ページの3,452万4,000円の交付金についてなんですけど、こちらについては、まず1点目の所得制限を設けているかということに

つきましては、設けないという考えでございます。

あと、対象者につきましては、まだ確定していませんが、8月1日現在のデータで確認しますと959名というふうにご考えてございまして、1人当たり3万6,000円でございますので、その合計額というふうになってございます。

次に、その下の228万4,000円なんですけれども、こちらは事務取扱交付金の算定式がございまして、1市町村基本分が75万円、そして加算分といたしまして先ほど申し上げました959人の人数に1人当たり1,600円を事務費として見まして、153万4,000円で合計で228万4,000円というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ふるさと雇用再生特別基金について、地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） ふるさと雇用再生特別交付金についての縛りというんですかね、これについてちょっとご説明いたします。

国の昨年の2次補正で景気対策ということで設けられた制度でございます。昨年秋から雇用が悪化しているということで、雇用拡大ということで、国の方から県の方に3カ年分の基金を積み立てている中から各町に配分があって、それに基づいて町の方がいろいろな事業を展開するという事です。

要件としましては、あくまで地域の雇用再生ということがあります。それから、地域における継続的な雇用機会の創出と、それから委託事業費の50%以上が新たな雇用創出ということですから、例えば委託先が10人でやっている会社がその10人で委託を受けるというのはだめですよ。あくまで、例えば1,000万円でどこかの会社に委託しましたらその500万円については今の社員じゃなくて、別な方を雇用して原則として1年以上雇用するというような条件になっておりまして、非常に使い勝手の悪い事業でございます。それらを種々検討してきまして、先ほど財政課長が説明しましたように、柴田町としては、五つの委託事業を実施したいということです。

これにつきましては、議員さん方も新聞等でいろいろ今情報が入っているかと思うんですけれども、政権が変わったということで、こういう基金に3カ年で使うよということで、基金に積んだやつについては、県の情報では、今後国の方の省庁とヒアリングをやりながら、3カ年間分きちんと使えるかどうか、10月までに決定したいということで、実は少し不透明な部分もあるということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 先に子育て応援特別手当の事務費の方なんですが、そうするとこれで十分、算定式はそうなんでしょうけれども、要は国の事業が町に回ってきた場合、実際にそれで事務はすべてこの金額で間に合うのかどうか、細かい数字までは出せないかとは思いますが、実感としてはどうなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 間に合うように事務を進めなければいけないかなというふうに担当としては考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありませんね。ほかに、3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 先ほど舟山議員が質問した関連なんですけれども、基準財政需要額について、先ほど説明ではマイナス1億円ということでしたけれども、これの前のページの37ページは7,500万円、この辺のことを約1億円というふうに言ったんだかどうか。

それと、このマイナス1億円というのは、先ほどの説明では予想していなかったということでしたけれども、今考えれば、これかなというふうな感触もないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） ただ、1億円というのは昨年度の実交付額の差額が1億円です。今年度の当初予算額との差額が7,500万円というふうにご理解いただきたいと思います。

想定できなかったのかということですが、一般質問でもあったんですけれども、どうしても毎年制度が変わるということがありますし、算定する項目がいわゆる市町村で準備できるような算定シートというものではなくて、4月にその年の算定のやり方が国から示されることで初めて推計できるという形になっているんです。ですから、どうしてもそれまでの全体の傾向、あと来年度は交付税額を国ベースでこれくらいに伸ばしますよと、そういう傾向から推計していきます。余り危険な数値は置かないんですが、ずっと最近の傾向と交付税が2.4%ふえるということもありましたので、7,000万円、いわゆる昨年と実質額よりは少し抑えた額なんです、昨年とほぼ同水準の金額を予算として見込んだということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、この程度はあり得るというふうな範囲内だというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） はい、1億円規模のいわゆる上下、1億円ふえた年もありました。そのときは喜んでいたんですけども、ですから、1億円くらいの規模の増減というやつは実は県内の各市町村もほとんど同じような状況でして、一喜一憂するというのが普通交付税の算定の実情というふうにご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問はございますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。

43ページの議会費から50ページの総務費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 1点伺います。

45ページのまちづくり推進費13の委託料交流広場看板設置業務委託料にかかわって、先ほどの企画財政課長のご答弁の中で、マックスバリュ云々のお話がありました。空きスペースを無償で貸すということなんですけれども、11月にリニューアルをして、その空きスペースを活用するというのであれば、業務の縮小に伴う臨時のあれなのかどうか、もし情報をつかんでいけば、教えていただきたいなというふうに思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 業務の場所は東海高熱わきのマックスバリュなんですけれども、業務の縮小ではありません。全面的にいわゆる改装というんでしょうか。新たな店づくりのための改装というふうに聞いています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） それで、リニューアルということになると、ちょっと気になっちゃうのは、マックスバリュも町内では貴重な雇用の場になっているわけです。パートも含めて町内から雇用されている方がいるんですが、その中でリニューアルに伴って、例えば雇用どめになるような人がいたりすると、非常に気になるので、その辺の情報は入っていないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 特に交渉の中ではそのような情報は知らされておりませんし、店を閉めるということではなくて、抜けたところについては新たなテナントを入れていくという方針みたいですので、そういうことはまずは心配はしておりません。

- 議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。
- 17番（白内恵美子君） 職員の異動についてはどこがどうなったのか、この補正予算書ではわからないのでそこをお願いします。
- 議長（我妻弘国君） 総務課長、答弁をお願いします。
- 総務課長（村上正広君） 今現在、ここで何人が何課に行って、何人が何課に行ってという、詳しいデータを私は今持ち合わせておりません。ただ、主要な施策と成果の中で今ちょっとあれなんです、その中では各課ごとの増減はありますので、そちらの方でご勘弁願いたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） それから、44ページの企画管理費の8報償費20万、地域政策アドバイザー謝礼となっているんですが、どのような先生をお呼びしているのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。
- 企画財政課長（水戸敏見君） 当初、長期総合計画の策定に当たりまして、一応4人程度のアドバイザーを活用したいというふうな考えた計画、予算組みとなっています。
- 議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） そうしますとまだ決まっていないと。長期総合計画を業務委託していますから、そのアンケート結果を受けてこのアドバイザーの方に分析も含めということなんでしょうか。どのような方を想定していらっしゃるのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。
- 企画財政課長（水戸敏見君） 総合計画の策定機構の中で、都市建設とか、町民生活とか、福祉とか、そういう部会を構成していきますが、この構想立案の段階からいわゆるシンクタンクアドバイザーとして、大学の教授とか、さまざまなシンクタンクの方がいるかと思うんですけども、その方たちに方針決定の段階からアドバイスをいただきたいと。直接アンケート調査の結果を受けてというわけではなくて、その中でアンケート調査としてどんな項目をしたらいいのかというふうなことも出てくるかと思えます。並行して進めたいというふうに考えています。
- 議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。11番大坂三男君。
- 11番（大坂三男君） 先ほどの広沢さんの話しもあつたんですが、マックスバリュの空き店舗の件ですね。これ、60坪ぐらいのスペースだということだったんですが、あの中でどの辺のあたりをいうのか。

それと、これのいきさつなんですけど、何かちょっと私の想像では、さっきの自治条例の中にあるまちづくり推進センターも想定しているのかなと感じもありますし、これを使ってもいいよという話の中で、こちらからそういう例えばの話、まちづくり推進センターの場所を想定して、どこかないかなという感じで探していたところにたまたま見つけたものなのか。あるいはマックスバリュさんの方から空き店舗があるので、ぜひ何か町で使ってくださいみたいな感じで、向こうからの働きかけがあったのか、その辺を伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、お答えしたいと思います。

実は、この経緯といいますのは、イオンリテールという株式会社になっていますけれども、実はこのショッピングセンター内で場の提供をしたいというふうなことで提案がありました。あくまでも当方からお願いしたというふうな経緯ではないんですけれども、実はイオンの方でお客様の集客のアンケートか何かもとっておられるようです。そういった中で、やはりイオンは集客力を呼び起こしたいというふうなことで、町民の方々が自由に集って、出入りできるような場所とか、あとは買い物に来てちょっと休めるような場所とか、そういったものがやはり大切だというふうなお考えがあるようでした。

じゃあ、場の提供を受けまして、町側とすれば、じゃあ今後どういうふうにご利用していくのかというふうなことで、ただいま詳細については検討させていただいているというふうな状況です。

それから、イオンの方では11月の方にリニューアルオープンをするというふうな考え方です。場所につきましては、旧眼鏡の相沢が入っていた場所がございます。4号線から一番奥の方になります。現在も先ほど質問があったんですけども、今はあいている状態で、店が入ってございません。そこを今度町側の方としてこれから利活用の部分についていろいろ検討していきたいというふうな考え方でございまして、そのような形で利用したいというふうなことが第1点です。

それから、もう1点、推進センターというふうなただいまお話しがございました。推進センターにつきましては、当方でもそういったところは当初から計画はしてございません。まるっきりショッピングセンターでの場の提供ということであれば、サロンのなもの、あるいはもうちょっと複合的なものというふうなことで、ただいま検討を加えていきたいというふうに思っております。これがはっきりした段階で、お示しできる機会をいただければ、そこにお示しをしたいというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） イオンさんの方からの提供だということなのですが、どういう使い方が一番いいのかということで今から検討していることなのですが、このイオンさんがそういう提供を申し出たということは、ほかの地域とか、ほかの町とそういうやはり提供して、利用のされ方があるというようなことで調査されているかどうか。やはりこの980万円ぐらいですか、結構大きな金額なので……、ああそうですか、じゃあ大した金額じゃないよね。余り金額のことは問題にしないでいいと思います。そういうほかの事例があるかどうか、もしわかっていたら。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。

私どもの方も正確にきちんと確認はしておりませんが、イオンの方とすれば、やはり多くの客を見込みながら、例えば小さなお子さんたちも連れていらっしゃる方がおいでになるものですから、そういった広場的なものも考えられるというふうなお話しはいただきました。しかし、現実的に、そこをそういうふうなという話ではなくて、総体的に町側の計画に沿ってというふうな場の提供というふうなことです。ですから、特定というふうな形ではなくて、やはりそういうふうな場を設けて、町側でも活用できればというふうなご提案でした。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それで、借りて使うということになりますと、管理責任がどうなるのかなど。例えば火災とか、あるいは使っている時点でのけがとか、そういうようなこともあるだろうし、その辺もちょっとこう心配だなというような気がするので、これからいろいろ検討していくとは思いますが、その辺をちょっと管理は戸締りとかも含めて、どうなっていくのかなど。イオンさんの方でやってくれるのかなということ、今そこまで考えているかどうかわかりませんが、その辺もちょっとよく検討課題としては入れていただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 借り受けをすれば、管理面、セキュリティーも含めてこれは借受者の方で当然経費がかかってくるというふうなことになります。それから、例えば利用している場合のけがとか、そういったものについては、当然町が管理するというふうなことになるれば、その中については町側の保険で対応せざるを得ないというふうな状況です。

けれども、セキュリティー、それから光熱水費等々については、これからの積算を加えていかなければならないというふうなことで、ある程度やっぱり机とか、そういった備品等も当然必要になってくるというふうな、今がらんとしているような状況でございますので、それらにつきましても今後詰めまして、計画がはっきりした段階でそのような経費についてはできますれば、12月の議会の方にご説明を申し上げたいと、補正の方でお願いしたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に、51ページの衛生費から58ページの商工費に対する**質疑を許します。**
12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 58ページの観光整備費、その中の工事請負費マイナス450万円、船岡城址公園内観光売店等解体工事についてですが、きのうまでの一般質問で今年度この工事はやらないと、来年の春以降に持ち越すというような説明があったんですが、まず確認したいのが、観光売店等となりますと、売店の部分と民間の業者の方が春とか秋飲食店として営業している部分、それからあとトイレの部分など、レストハウスとっていいんですか、全体を解体する工事をこのことを言っているのかどうかということですね。

それから2点目なんですけど、前、いつだったか本会議で、私が、今営業している業者の方に、担当課長に「こういう話しをしたんですか」と聞いたら、「いや、していますよ」という答弁だったんですね。たまたまこの9月議会始まる直前にその業者の方が私たまたま知り合いということだったんですけども、おいでになりまして、「いや、私議会でそういうふうに担当課長に質問しましたよ、話をしていますよという答弁でしたよ」と言ったら、その業者の方は、「いや、されていない」という言い方をしたんです。ただ、だんだん話をしているうちに、担当者から「そういう構想があるということは聞いてたよと、言われたよと、ただし具体的な交渉ということではなかつたよ」というふうに言われたんです。

お聞きしたいのは、ほかの議員さんなんかは、前の答弁のときに、担当課長が、「業者にもう話をしています」という言い方は、ある程度交渉が進んでいるみたいに受け取って、その計画そのものがかなり進んでいるみたいな印象を持ったという方がいらっしゃるというんです。ところが、当事者である業者の方が、この9月議会始まる前ですから、9月1日か2日だったと思います。家に来たときは、「いや、そんな具体的なことは言われていないよ」ということになったものですから、今ここで聞きたいのは、当局として業者に誠意ある

対応をしているのか、もともとは今後誠意ある対応をしてほしいということなんですけれども、今、本当にどういう話の状況か。交渉とは言いませんけれども、その点をお聞きます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 1点目の売店等の解体工事ということでございます。

7月の臨時議会で地域活性化経済危機対策臨時交付金ということで、それを活用しまして、船岡城址公園内の観光売店等を解体工事費として600万円計上しておりました。売店につきましては、春の花見時期が終わりまして6月ころ解体したいということで計画していたわけなんですけれども、年度をまたぐということで、交付金関係の方で繰越明許、それはそぐわないということがございましたので、今回、売店のみの分の解体工事費だけを減額するというところで、当初計画に入っていました今使っていないトイレ等につきましては、150万円残額がありますので、その150万円を利用してトイレ等は今年度中に解体したいというふうに思っております。

売店につきましては、昔の資料館、あそこから1段下屋が下がっているのから民間の方に貸しているところまでの売店の解体ということでご理解いただきたいと思っております。

それから、売店を使用している業者の方との折衝の件なんですけれども、これにつきましては、観光物産協会の全員協議会、8月の際にもお話しした、私が業者の方にもお話ししているというのは、私、課長ですけれども、うちの方の担当部局として町として当然話しているということでございました。その際には、こういう臨時議会の方に売店を解体するというところで、「来年の春には花見が終れば、今計画としてあそこを壊す予定ですからね」というお話しをしておりました。具体には、事業の中身については当然お話ししていません。

その後、8月にうちの方でも早くいろいろお話ししたいということで、連絡を差し上げましたところ、なかなかあちらの方も忙しくて、来れなかったんですけれども、先月末に役場の方においでになりまして、実際私も立会いまして、観光物産協会の考え方、それから売店を壊した後の（仮称）ではありますが、観光物産館みたいなのを建てますよというようなことをお話ししまして、花見が終わりましたが、来年5月にはいろいろな荷物とかも運んでいただくようになりますよというお話しをしまして、その方からはいろいろ23年間ぐらいあそこでやってきたという経過もございますので、それから、単独で設備をしているのもあるということで、何とかすぐ出ていけというんじゃなくて、いろいろお話しをしたいということでした。それをうちの方では、「じゃあそういう条件を今月中にうちの方に持ってきてください」ということで、それを持ってきた内容について種々検討しまして、最終的には、観光協

会の理事会等に諮りまして、観光協会の方で観光協会があるうちに、結論をつけたいというふうに思っているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今、解体工事で150万円予算はあるから、トイレは壊すと。その次が売店とあったんですが、業者の方が営業している飲食の部分の解体工事は今の最後の話でいうと来年の花見の後に壊すという認識でいいのか。まずこれが1点ですね。

あと、もう一つは、その業者の方に限らず、町内の商工業者の方から私とか、ほかの方聞いているかわからないですけども、「正直言って、今町役場は地元の業者を生かしていない」と。それは意味が二つあると。一つは活用していないという。生かすというのは活用するという意味のあれをしていない。もう一つは、本当の意味での生かす、殺すという意味での生き死にかかわるという意味の生かすということだそうです。課長さんも「もうその業者とその後話し合いをした」と言ったけれども、我々に、その業者の方はさっきも言ったように、「20年以上もあそこをやっている。正直いってそんなに儲かる商売ではないけれども、少しはああいう季節になったら、町のためにも貢献しているのだと。それが急に観光協会を新しくするからどうだとか、何かもう自分たちのことは関係なく、新しい観光協会のためにあそこを建て直す。太陽の村のみそラーメンの支店みたいに出すと。自分たちには貸してもらえないという。そういう意味では、もうおれたちに死ねと言っているようなものじゃないか」というようなそういう意見があったとだけ言うておきます。

ただ、業者の方と今最後、「今の観光協会があるうちに、どうこうする」という、ただいま答弁ありますよね。業者の方は補償がどうか何とかそういうことを言っているんでしょうか。既得権とかね、私のところに来たときは「補償問題議員さん、どうしてくれ」とか言われたわけじゃないんですが、「20年以上ぐらいやっている。自分なりに少しは投資をした部分もある」ということで、その業者の方と早目に詰めたいというお話しでしたけれども、補償がどうか、そういうことが出ているんでしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 民間の方につきましては、今議員さんおっしゃったように、当然23年間どちらかといえば観光協会というんですかね、町の方でお願いして、入っていたという経緯がありますので、私の方からもその辺の感謝の念というんですかね、そういう気持ちは伝えてあります。今、議員さんがおっしゃったようないろいろ「地元の業者を

生かさないとか、それから「今度は入れてもらえないか」とか、そういう同じような話しを私も当然されております。補償というんですかね、それにつきましては、ですから、実際の契約は1年更新でございます。毎年毎年の契約でやっているというのが本当の契約的にはそういうふうになっております。ただし、町の方で整備しない保冷庫とか、かなりお金をかけて個人的につくっているようなものもありますので、それを移転するにはそれなりの費用もかかるというようなことも聞きましたので、まずは私の判断で、とりあえずその方が「どういう協会に対して条件があるのかということ、正直にこういうことを考えていただきたいというのを持ってきてください」ということを伝えてあります。「それを今月中に持ってきてください」ということでお話ししているところでございます。それを受けまして、当然できるものとできないものがありますので、協会の方で協議しまして、交渉したいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） もう具体的に交渉に入っているというふうには認識していいわけですね。今のあれでいきますと。

○議長（我妻弘国君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 交渉ということではなくて、町なり、観光協会の今後の観光物産協会の考え方ですね。売店を壊すことも含めまして、こちらからご説明申し上げまして、今度は長年貢献いただきました民間の方に対してそういう町の方針に対していろいろ条件があるのであれば、持ってきてくださいということですから、まだ交渉とかという段階ではないというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質問はありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 52ページの上の段の6 障害者更生援護事業費の中の扶助費補装具費支給、利用見込み増によるということだったんですが、大体これは今まで使った分ではなくて、これからそのぐらい見込まれるということなんでしょうかね。何人分ぐらいで、どういうものが今補装具の補助は多いんでしょうか。

それから、その下の成年後見人制度の利用というのは、何人ぐらいになっているんでしょうか。

それから、53ページの3段目の13委託料で子育てサポート支援事業委託料の内容をお願いします。

それから、5の保育所費の上の段の説明でゆとりの育児支援事業で西船迫保育所9万8,000

円のマイナスになっているんですが、ちょっとここの説明をお願いします。

それから、57ページの林業総務費、13委託料里山ハイキングコース設定、この分とそれからその下の森林整備地域活動支援交付金、それから、次の林道費の13の委託料の林道改良測量設計調査業務委託料とその下の工事請負費の4,620万円、林道上野線ほか改良工事についてもう少し詳しくをお願いします。一般質問でも出てはいたんですが、再度詳しく聞きたいと思えます。お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 1点目ですね。52ページの障害者更生援護事業費の扶助費の関係です。

補装具の支給で大分ふえているが、何人かということなんですが、内容はということですが、全体的には申請の件数がふえております。具体的には、車いすの分ですね。これが8件ほど見込んでおります。これが多くて約200万円ほど見ております。それから、装具が2件で45万円。それから補聴器が25万円。それから座位保持というんですかね、これが3件ほど増というふうなことで、トータルで約300万円ほどになっております。特に、児童の補装具申請関係で車いすとか、いろいろありまして、1件だけで150万円ほどになったものがございまして。そういったことでちょっと金額が膨らんだということで、今回補正をお願いしたということでございます。

それから、成年後見人制度の関係でございまして、何人かということなんですが、町長申し立てということで、4人見込んでございます。

○議長（我妻弘国君） 子育てサポート、答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） まずご質問の53ページの1点目の子育てサポート支援事業につきましてもご説明を申し上げます。

こちらは歳入の部分で説明がありました県補助金のふるさと雇用再生特別基金事業の補助金を活用しての事業として行う考えのものでございます。内容といたしましては、業務委託ということで、子育て支援の情報マップ、ハンドブックのようなものを作成していただく業務内容ということで考えてございます。

あと、親子ふれあい広場というようなことも施行開始と開設とその検証という業務で委託業務というふうに考えているところでございます。

2点目のゆとりの育児支援事業の9万8,000円の減額の内容ということのご質問につきましては、当初は8時間勤務ということで、賃金の単価を設定してございました。それで、今回

7時間45分というふうになりましたので、その単価の差の部分としての9万8,000円の減ということで、今回賃金といたしまして補正を組むに当たりましての精査ということでの内容でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 57ページの委託料の里山ハイキングコース設置業務委託料でございます。

これもただいま子ども家庭課長が言いましたように、ふるさと雇用再生特別交付金を受けまして、委託する事業でございます。今年度と来年度ということで、2カ年委託事業で実施したいというふうに思っています。内容につきましては、主に槻木の四日市場から富沢、入間田、葉坂、成田、それから上野山、グリーンベルト地帯、そこに何コースかの山なり、名所、旧跡を利用したハイキングコースを設定したいというふうに思っています。

コースの設定に当たりましては、起点、終点を設けまして、距離、それから歩いた場合の時間、そういうコースを何コースか設定をしたいというふうに思っております。設定しましたら、ガイドブックを作成しまして、よく登山なんかの場合にコースのタイムが書いてあったり、片道、あと往復、そういう時間を設定した地図を利用したガイドブックを写真なんかも入れながら、ガイドブックも作成を委託したいというふうに思っております。将来的には、道標なんかも設置したいというふうに考えておりますけれども、今回の委託の費用でそこまですることができるかどうか今検討を進めているところでございます。

それから、林業総務費の森林整備地域活動支援交付金93万3,000円でございます。

これにつきましては、国の交付金事業を受けまして、森林情報の収集活動、森林の被害状況等の確認を行うための事業でございます。事業主体につきましては、民間が事業主体ということでございます。国の方からお金が来まして、町の方から支出してやるという事業でございます。この事業につきましても、政権が変わったということで、県の方からは見直しもあるかもしれないということで、情報を得ているところでございます。

それから、林道費の調査測量設計委託料、それから工事請負ですね、これにつきましては、美しい森林づくり基盤整備交付金を受けまして、事業を実施するものでございます。委託につきましては、工事を行う上野線道路の改良工事、それから雨乞線道路の改良工事のための委託料ということでございます。それから、工事請負費につきましては、林道上野線の舗装改修工事1,600メートル、それから上野線の法面保護200メートル、側溝布設200メートル、そ

れから雨乞線道路改良工事としまして115メートルの法面保護ということで措置しております。これにつきましても景気対策ということで、美しい森林づくり整備交付金事業ということで、通常よりは補助枠とか、補助要件が緩和されて、今回いろいろな補助事業を受けるに当たって書類を提出しております。これにつきましても、最近やはり見直すかも知れないということで通知が来ていまして、まだ実際には内示が来ていないという段階でございます。予算措置はしておりますけれども、そういう県なり、国の動向によっては町の方で再考する場面もあるのかなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 53ページの保育所費の中なんですが、ここだけで見れば、例えば職員は削減になっているんですか。それで賃金の方で臨時保育士賃金や代替保育士が出ていると、何かここだけ見てどういうことなのかなということがちょっとわからなかったんですね。それで、先ほどの説明だと、ゆとりの方が時間が15分短縮になったので、その分でマイナス9万8,000円だということなんですが、ちょっともう少しだけこの書き方でというか、説明いただければと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 53ページの事業の内訳の説明の内容ということになるのかと思うんですけれども、今の子ども家庭課からの説明をさせていただきますと、今の事業ごとに財政課に予算要求するのに、事業ごとの事業予算ということで今編成をするようになってございますので、そういう意味でゆとりの育児支援事業ということで、西船迫保育所のゆとりの支援事業としての賃金を設定しているわけなんですけれども、今回臨時賃金を産休代替とあと育児休業代替の保育士の賃金を予算計上して、お認めいただくために、現在、当初予算にあげている、要求させていただいている金額の当然もう一度見直しをしまして、減額できる分は減額をしてということで要求をさせていただきましたので、そういう意味で賃金の単価が変わりましたので、その分の残余分ということで、9万8,000円の減額をゆとりの方でさせていただいたということで、あと、給料、職員手当等につきましては、職員の異動に伴っての精査なんですね。ほかの科目も一緒ですが、それを今回させていただいているということでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に移ります。

次に58ページの土木費から67ページの予備費に対する質疑を許します。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 1点目は63ページの款10教育費、節19の負担金補助及び交付金というところですが、遠距離通学児童生徒に対する助成というのが出ていますが、具体的に遠距離というどの程度の遠距離から通っている子供さんがおるのかということをお聞きしたいということです。

それから、同じページの節20の扶助費、小学校の扶助費ですね。それから関連して次のページの64ページの中学校管理費のこれもまた扶助費が出ていますが、この時期に補正として出てくるからには新しく今年度から就学援助を受ける子供たちがふえたのかなというふうにとらえているんですが、それでいいかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず、1点目の63ページの遠距離通学の児童のどの程度の距離から出るのかということなんですけれども、小学校につきましては4キロ以上7,000円、中学校については6キロ以上9,800円の助成を行っております。それで、人数がふえたために今回補正をお願いしております。

それから、扶助費関係です。小学校の扶助費につきましては、当初167名での予算を組んでおりましたが、27名の増の見込みということで176万3,000円の補正をお願いしております。

同じく中学校の扶助費です。この扶助費につきましても、当初中学校で87名の予算計上をしておりましたが、13名の増の見込みということで、146万8,000円の補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） まず1点目の方なんですけど、具体的に大体どのあたりから来ている子に対して助成をしているのかということ、具体的な事例と。

それから、扶助費なんですけど、以前に、いつの議会だかちょっと忘れたんですけど、お話しをして、各クラスごとに就学援助などの案内のチラシを配ったりして広報しているかということ伺ったことがあるんですが、現在制度そのものの周知についてどのように行っておられるか。

それからもう一つは、扶助費なんですけど、町の税滞納のサービス制限の条例にかかわって、条例を見ますと「申請によるものについてサービスの制限の対象になる」というふうを書いて

ていたと思うんですが、今回小学校も中学校も予想よりかなりふえているということなんです。そういう中で、実際にサービスの制限にひっかかって、就学援助の申請を認められなかったという事例があるのかどうか伺いたと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず、遠距離通学なんですけれども、小学校関係につきましては、槻木小学校への通学で富沢地区が該当になります。それから、中学校につきましては、葉坂、入間田、成田地区の生徒が対象になっているというふうな状況でございます。

それから、扶助費関係の周知の方法ですが、まず、2月で、お知らせ版への掲載をしております。それから、ホームページへの掲載も行っております。それから、学校では1日入学の際にチラシを配布したり、それから学年PTAの総会等でのチラシを配布しております。それから、担任の先生から制度の説明をよくしているというふうな状況でございます。

それから、該当にならなかった事例ということなんですけれども、今のところ制限関係での該当にならなかった児童生徒はいないということで受けとめております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、遠距離通学についてはほとんど槻木中学校の学区にかかるところという理解をしてよろしいですね。はい、わかりました。

それから、サービスの制限にかかる部分ですが、この就学援助というのをサービスの制限の対象に入れているのかどうかということで、前の条例をつくるときに、この部分については聞いたことがあるような気もするのですが、ちょっと記憶が曖昧なので、もう一度伺いたと思いますし、それでも入っているとすれば、親御さんの経済状態によって言ってみれば子供たちが悲しい思いをするということにならないように、その部分について条例から項目として除外するような方向の考え方が必要だと思うんですが、その点についていかがお考えか、もし、入っているとすれば、それを除外してほしいという要望も含めてですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えいたします。

町税等の滞納に関する行政サービス等の制限措置に関する条例に基づいてのサービス等になるかと思っておりますけれども、20年度に槻木の中学校で7名、それから槻木の小学校で2人の申請がございました。いずれも滞納等がないことから、そのようなサービスの制限はいたしておりません。

それから、今年度に入りまして、きのうと今月の頭ぐらいにも何名か申請があったんです

けれども、いずれも滞納等に該当する方はおりませんでしたので、そのような措置は一度もとったことはございません。

あと、今のご要望ですけれども、今後そのような弱者救済みたいな検討はしていきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。5番安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 一つだけお伺いします。

66ページ、しばたの郷土館の委託料、収蔵品管理システム構築事業委託料が載っているわけですけれども、これどのようなシステムなのか、内容をもう少し詳しく教えていただければありがたいと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 66ページの郷土館の関係でございます。委託料の中の収蔵品の管理システムの内容でございます。これにつきましては、現在、郷土館の方で収蔵品については紙ベースで保存管理してございます。ということで、今回は大事な郷土資料ですので、やはり現在に合わせてデータベース化を図りまして、収蔵品管理システムを構築していく事業でございます。中身としましては、資料台帳のデータの入力、あとデータベースのソフト化、あと全体計画としまして、画像のコンピュータ化ということで、現在、紙ベースの中にあるものですから、そういったところを今回のふるさと雇用を活用した内容で事業を進めていくということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は60ページの都市街路費なんですけれども、その中のまちづくり交付金整備事業（船岡地区）マイナス123万6,000円ですか、その内容について。

そしてそれに関連するんでしょうが、委託料がマイナス234万8,000円なんですけれども、この中一通り七作地区の補償というのはどういうことだったのか、逆に委託料が100万円ほど減っていると。安く済んだというか、どういう鑑定をしたのかどうかですね。それで補償額がその下に110万円ですか、その経緯をご説明いただきたい。

また、その下のまちづくり交付金事業活用調査委託がこれ262万5,000円委託料マイナス、これ当初とどういような見込み違いというんでしょうか、どういうことでそういう200万円以上の委託の減になったのか。逆に、東47号線ですか、きのうまでの一般質問で出ていましたけれども、このために委託料が100万円新規に補正と。ちょっとこの辺の内容を一連ご説明

いただきたいと思います。それが一つ目です。

もう一つは、66ページにしばたの郷土館人件費が1,900万円ほどプラスですよと。これは暫定図書館絡みなんでしょうか。あっちの方に人件費がふえるということは人をふやすということでしょうかから、これ暫定図書館絡みなのか。それでいくと、前の65ページの社会教育総務費の中に図書館事業費ということで493万4,000円計上されていますが、結局暫定図書館の事業というのは、管轄というのはどこになるんでしょうかね。予算でいくといつも必ずこの社会教育総務費というように暫定図書館というか、図書館事業ということで計上されるのか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） お答えいたします。

60ページの都市計画街路費の関係でございます。事業内訳ということで、まちづくり交付金事業基金整備事業ということで、これは事業費ベースのかかわりで123万6,000円ということの減額になってございますが、その内訳といたしましては、下の方に記載してございまして、給料関係、手当関係、共済費関係等々も含まれます。今回の委託料の増減関係でございますが、七作地区、補償関係委託、これは当初315万円の予算をお願いしてございました。鑑定の方で委託した結果、186万9,000円で落札ということで、その分の差額分128万1,000円をマイナスにしたということでございます。調査物件数なんですけど、16件でございます。

次に、まちづくり交付金事業活用調査委託の関係です。

これビーバイシーということで、事業完了後に本来であれば、事業の効果をはかるということで、その委託を予定しておったのですが、一般質問でもございましたとおり、緊急経済対策事業の中で追加関係の事業ができるということがございましたので、1年先送りしたいということで考えてございます。今の計画ですと、当年度21年度実施予定だったんですが、22年度から23年度に1年、2年近くですか、期間の延長を図られるということでございますので、その分最終年度にはこの分を措置してまいりたいという考えでございます。

ちなみに交付金事業、平成19年から22年度までの事業でございます。

次に、船岡東47号線の調査測量設計業務委託料でございます。これも一般質問でお答え申し上げたんですが、船岡五間掘の今回測量を追加委託いたしまして、どれだけの広さの幅員構成で道路ができるか、それからあと水の排水関係ですね、等々の調査をしながら、ことし10月に予定されております事業変更に向けての資料ということで今回委託をお願いするものでございます。

以上だと思うんですが、よろしいですか。（「110万円の補償の内容は」の声あり）

済みません。110万円の補償事業の内容なんですが、当初段階で先ほど申し上げたとおり、16件の物件補償の該当の宅地がございました。それについては門及び塀等々の損失補償といえますか、物件移転補償だったんですが、たまたま私の方で庭木の方の手当てをちょっと見過ごしてしまったということで、今回その分の補償費ということで、110万円の手当てをお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） それから郷土館の人件費については、総務課長が答弁、それからその後の図書館の管轄ということには生涯学習課長、答弁をお願いします。

○総務課長（村上正広君） それでは、66ページになります。目3のしばたの郷土館費の中の給与、総括でいいますと事業内容の1,972万円の増ということでございますが、これはことしまず4月1日職員を1名配置しております。それにつきましては、嘱託で1名おったんですが、嘱託じゃなくて非常勤ということで入れかえましたので、勤務体系が若干変わっているということで、1名をそこに入れたということがございます。それから、6月に1名入れてございます。これにつきましては、郷土館ご案内のとおり、伝承館と資料館と2館ありまして、前々から両方に職員を置かなければならないということもありまして、その関係、そして将来的に図書館というようなことも私の頭には入ってございましたけれども、そういった意味も含めまして、6月1日に1名を配置したと。2名分の増というような形で考えてもらえば結構です。

○議長（我妻弘国君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） それでは、66ページの図書館事業の関係でお答え申し上げます。

ここで493万4,000円の補正をお願いしてあるわけでございますけれども、主管課としては生涯学習課になります。ということで、予算的な内容については、教育費の中の教育総務費の中に入ってございまして、当初予算の中でも図書館事業ということで1,533万2,000円ということで計上をお願いしております。ということで、図書館事業、実際的には目は設定してございませんけれども、社会教育総務費の中に当初予算にも載せてありますし、今回先ほど答弁申し上げますふるさと雇用再生の関係の予算もプラスした内容になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の図書館事業のことなんですが、2日前の新聞に載りましたけれども、今9月議会でその補正予算ということで、図書館事業としてはこの439万幾ら。この内訳は下の方の委託料ですよね、主に図書館整備事業委託料とか、図書館設置費用とか、あとそれも関連してくるんですかね、工事請負費、IT創作プラザ改修工事、これも暫定図書館絡みで、狭くて、するかどうかわかりませんが、これを見て町民の方は、今後図書館事業として差し当たり進めるのはこういう内容だと、もう、しばたの郷土館を直して初めてもうすぐに始まるんだというふうに、例えば傍聴者の方が見て、認識するのか、それともここでいう図書館事業ということで500万円近い予算補正されていますけれども、これを見ると、整備事業委託料とか、設置用設計委託料とかなんですが、町民の方から図書館の今後の事業ってどういうふうに進むんだというふうにやり方をもっとご説明いただきたいと思うんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 図書館の関係でございまして、議員ご質問の内容はスケジュール的なことだと思います。実は、先ほどご答弁申し上げたとおり、当初で1,530万円ほどお願いしたわけですが、一般会計予算については、実は附帯決議等がありまして、予算の執行については住民説明会等を行いながら予算執行には十分にということの文言が入っておりまして、7月まで実は生涯学習課としまして予算執行を凍結してございます。ということで、7月15日に、議員全員協議会の中でご説明を改めて申し上げ、お願いをしまして、お認めいただいて、内容的には8月から図書館準備の方は稼動してございます。稼動といいますか、事務の方を進めさせていただいております。ということで、スケジュール的には当初、課としましては、4月からとりかかるつもりでおったわけですが、議会の方からそういう附帯決議の内容を受けましたので、その分おこなっているのは確かでございます。

ということで、スケジュール的にいつなのかということなわけですが、附帯決議の解かれたといいますか、その後の流れ的には図書ボランティアの募集を図ったり、あとは9月から、今からは寄贈本の受け入れを行ったりして、そういう流れで今進んでおるところでございます。したがって、しばたの郷土館、伝承館の方になるわけですが、そちらの方の工事的な進みとしましては、12月以降あたりになろうかと思っております。ということは、やはり先ほど申し上げたとおり、予定より大分ずれがあるものですから、目標としましては、平成22年度中に開館ということで、今進めておりますけれども、できるだけ早い時期に開館を目指したいという考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。（「なし」の声あり）ほかにございませんか。
14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 59ページの道路維持費で1,607万円のその内容を事業費、委託料、工事請負費の中をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） お答え申し上げます。

道路維持費のまず需用費の関係でございます。

これも先ほど企画財政課長の方から説明あったんですが、破損分の修繕を約11カ所ぐらい予定してございます。11カ所で約580万円ぐらいの予定をしております。

次に、委託料でございますが、これについては工事請負費絡みの槻木70号線、72号線、プラス仙南自動車学校がございますね。昔県道部分だった箇所なんですけど、そこにゴルフ場からの排水が来てございます。それが法肩部分が多少崩れが発生している状況でございますので、その横断部分の状況調査をこの調査で合わせてやっていきたいというふうに思っています。何せこの路線につきましては、仙広水も入っている路線でございますので、慎重にちょっと測量しながら、対策をするということもございまして、その分も含めて設計委託ということでの150万円でございます。

次に、工事請負費でございますが、槻木70号線、これにつきましては、田小路から中ノ内まで、大雨が降ると迂回ができない状態で、通行どめになってございます。その一部なんですけど、80メートル区間のかさ上げ工事を今回考えております。

次に、72号線でございますが、畑中踏切から葛岡山の方に向かって、そちらから松ヶ越の方に下がる町道がございます。その路線から新松崎橋の区間が一部未舗装でございます。その部分の舗装工事ということで、これも延長80メートルを予定してございます。

次に、槻木5号線側溝改修工事なんですけど、これにつきましては、葛岡山の柴田町としては第1回目の造成工事をつくった団地というふうな箇所でございますが、昔、今でもあるんですが、玉石をつくった護岸がございます。古い部分なんですけど、その法尻にたまたま雨水対策溝を設けなかったために、造成販売後、その所有の方から排水路をつくってくれというような要請がございまして、当時、地権者の方から無償で設置については了解を得たということがあったようでございます。ただ、相続の関係で、そろそろ明確にしていきたいということがございまして、当年度21年度の当初予算においては、その用地買収費をお認めいただきましたので、それに今度はあわせて、今回承諾を得たということでございますので、

設置の方をかなり側溝自体も40年以上経過しているものですから、敷設替え工事を合わせて実施したいということで今回お願いするものです。延長70メートルほど予定しています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 今槻木70号線の田小路から来るのは田んぼの中の道路ですね。あれ80メートルでこの工事終わるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） お答えします。

田小路、船迫2号線から白山トンネルの方に向かいますよね。そこが山沿いで2方向に分かれます。白山に抜ける方と中ノ内に抜ける方と。その中ノ内に抜ける方の一部が異常に沈下してございまして、その部分のみの改修でございます。というのは、地域の方々からも雨がちょっと降るだけで車両通行どめになる状況なので、少しかさあげをしていただいて、車両程度は通れるように考えていただきたいということが1点ございましたし、揚水時期になると、揚水を引いただけで水がかぶってくるんですよ、現実的には、それに大雨が降ると当然冠水、深さもかなりあるということでございますので、その部分のみの改修で、今回実施したいということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 63ページの小学校の扶助費なんですけど、各学校何人ぐらいずつなんでしょうか。中学校の扶助費の方もお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、各学校の扶助費見込みということでよろしいですか。（「現在の人数」の声あり）はい。

船岡小学校51名、槻木小学校47名、柴田小学校4名、船迫小学校55名、西住小学校4名、東船岡小学校33名です。

中学校です。船岡中学校が40名、それから槻木中学校が20名、船迫中学校が32名。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。はいどうぞ。

○17番（白内恵美子君） 全児童数に対する割合とかは出ていますか。

それと、中学校の方なんですけど、小学校の方はちょっと計算ができなかったものですから、中学校の方は先ほどの広沢議員の質問に対する答弁だと、前に87名で、プラス13名ということだったものなんですけど、そうすると100名になるかと思うんですけど、今聞いた数字はちょっと違

うので、どうなんだろうと思ったんですが。正確な数字は後からでもいいんですが、パーセンテージは大体出ていますか、各学校ごとじゃなくても、全体でも構いません。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。課長、出ていなければ後でもいいですよ。

じゃあ再々質問を先にどうぞ。（「いいです」の声あり）

ほかにありませんか。

答弁を求めます。

○教育総務課長（小池洋一君） 中学校の人数を申し上げます。船岡中学校が45名です。それから槻木中学校が21名、船迫中学校が34名でございます。パーセントについてはちょっと今持っておりませんので、後でご報告したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問をどうぞ。

○17番（白内恵美子君） パーセンテージは出ていないんですが、例えば船迫小学校55名だと、確実に10%は超えているんですね。実際にこの10%を超えて、この先どのようにもっとふえていくような感じでしょうか。きっと今補正予算でこの時期で出るということは、当初予算でもある程度見込んで計上したと思うんですけども、もう9月議会で補正ということはかなりすごいスピードで進んでいる、ふえているのかなという気がするんですね。実際に子供たちの様子というのはどうなんでしょうか。そこがとても心配なんですね。かなり母子世帯もふえているということで、低所得者がふえて、実際に子供たちの生活に影響が出ているんじゃないかなと思うんですが、何か学校からの報告とかはありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 教育委員会としても、学校としても、例えば給食費がなかなか納められないと、そういうのがありますので、できるだけ先生が声がけをしまして、できるだけ就学援助費をもらえるように、先生も勧めているような状況でございます。

○17番（白内恵美子君） 今の質問はそういうのではなくて、きっとそれは頑張っていらっしゃるのはわかるんですが、子供たちの影響というか、実際に教育委員会の方に各学校からこう生活が苦しい世帯がふえて、子供たちの様子というか、例えば朝遅刻する生徒も多くなったとか、朝食食べてきていない子供たちもいるとか、そういうようなことは届いているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 済みません。きょうは出番がないのかなと思って……。まず一つは、本当に数が随分ふえている。これは私の記憶でも19年度がたしか小中合わせて百七、八十だ

ったんですね。それが20年度になって、220ぐらいになり、またさらにはるかに超えていると。この時点でね。非常に増加している原因を、まずあれしますと、一つは社会情勢もあると思うんですが先ほど課長の方から答弁ありましたように、議会でもたびたび「こういう制度があるということを保護者の方に説明しなさい」というお話しがありましたので、かなり丁寧に説明しております。先ほどありましたように、学年PTA懇談会とか、そういう場でも説明しておりますので、一気に広がってきているのかなという今年度分につきましては。そんな感じもあります。ただ、ベースにあるのはやっぱり社会情勢が一番大きいのかなというふうな、雇用情勢とか、そんなところなのかなというふうに思います。

それから、子供自体の様子なんですけど、肝心の。特別学校の方からは変わってきているというお話は聞こえておりません。例えば、朝の食事を食べさせられないで来ている子というのは前からもおりますので、そういう家庭は前からございます。そういった状況の子供がたくさん多くなっているという、そういうことは特に見受けられないようです。したがって、特別顕著な子供の様子なり、例えば服装を見て、あるいはその食事の様子とか、身なりですかね、そういったことでもってどうもかなり家庭が困窮度が進んでいるんじゃないかという、そういう受けとめ方はまだしていないようです。ただ、数の上ではかなりふえていると、そんな様子でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、平成21年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩します。

15時15分より再開いたします。

午後3時01分 休 憩

午後3時15分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第9 議案第7号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第7号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成20年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計余剰金及び国庫支出金等の実績確定によるものでございます。

歳入につきましては、20年度の決算による繰越金、国庫支出金等の確定、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の新設等が主な内容になっております。

歳出につきましては、老人保健医療費拠出金の確定による減額、介護納付金の確定による増額、後期高齢者支援金の確定による増額、20年度退職者医療交付金の確定による返還金、基金積立金の増額等であります。

これにより、歳入歳出それぞれ1億5,355万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は36億3,386万6,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書73ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。歳入歳出予算総額に、それぞれ1億5,355万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,386万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成21年度交付金の額の確定に伴う増減と平成20年度の決算に伴う精算となりますので、主なものだけをご説明させていただきます。

76ページをお開きください。

債務負担の追加でございます。特定健診指導業務委託料で、今年度の健診に伴う特定健診指導が来年5月末までとなりますので、債務負担を行うものでございます。期間は平成22年度まで、限度額が123万円となります。

78ページをお開きください。

歳入になります。款3、項1、目1療養給付等負担金649万9,000円の減額は介護納付金負担金224万円の減、後期高齢者支援金分1,345万3,000円の減で、平成21年度分の確定見込みによるものです。老人保健医療費分919万4,000円は、平成20年3月31日をもって老人保健制度が廃止となりましたが、平成19年度の精算業務に伴う拠出金を負担することに伴い、老人保健医療費分が国庫負担金として交付されるものです。

款3、項2、目2、介護従事者処遇改善臨時特例交付金269万3,000円は、介護報酬改定により、介護保険料の上昇を抑制するために交付金として交付されるものです。

その下になります。目3、出産育児一時金補助金52万円は、平成21年10月から現行より出産育児一時金が4万円引き上げられたことに伴い、国からの補助で3月までの予定人数26人分の2分の1を見込んだものです。

款9、項1、目1、一般会計繰入金243万円は出産育児一時金の引き上げに伴う分と出産人数の増8人分を見込むものでございます。

79ページになります。

款9、項1、目1、財政調整基金繰入金、当初で4,611万円を計上しておりましたが、収入が多く見込めることから830万2,000円を減額するものでございます。

款10、項1、目1繰越金、1億6,261万5,000円は、平成20年度の歳計剰余金を繰り越するものでございます。

80ページをお開きください。

歳出になります。

款1、項2、目3賦課徴収費需用費7万6,000円は保険税納付書の印刷を措置するものでございます。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は財源の変更となります。

款2、項4、目1出産育児一時金405万円は歳入でも説明しましたが、本年10月からの出産に対する一時金が4万円引き上げられた分と出産見込み人数8名の増分を措置するものでございます。

81ページになります。

上段の表になります。款3、項1、目1 高期高齢者支援金4,596万9,000円は、平成21年度後期高齢者支援金医療費分の確定によるもので、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものです。

下の表になります。款5、項1、目1 老人保健医療費拠出金1,009万円の減は、平成19年度分の老人保健医療費拠出金の確定により、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものです。

82ページをお開きください。

真ん中の表になります。款6、項1、目1 介護納付金977万1,000円は平成21年度介護納付金の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものです。

款9、項1、目1 財政調整基金積立金8,639万9,000円は、平成20年度繰越剰余金1億7,261万5,000円の2分の1を積み立てするものです。これにより基金残高は2億4,585万9,319円となります。

83ページになります。

上段の表になります。款11、項1、目3 償還金1,555万4,000円は、平成20年度退職者医療交付金の超過交付にかかる交付金を支払基金へ返還するものでございます。

款11、項2、目1 一般会計繰出金179万3,000円は、平成20年度精算に伴う出産育児一時金を一般会計へ繰り戻しするものでございます。

款11、項3、目1 高額療養費特別支給金10万円は、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、平成20年4月から12月の間に月の初日以外に75歳になった方がその月に高額医療を受けていた場合、自己負担限度額が国保と後期との両方を支払う事態が生じたことを改善するための措置となります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 歳出の81ページ、款3、目1の後期高齢者支援金です。去年の9月にももう少し多かったような気がします。これぐらいのかなり大きな補正が来ていたと思うんですが、その財源の内訳で、国、県支出金の1,345万3,000円というのはわかったんですけども、その他というのは、ちょっと歳入の項目を見ても該当の数字が直接見当たらなかったのので、その他の財源というのはどういうものなのかということと。

それから、後期高齢者支援金というのは、ご存じのとおり、後期高齢者医療広域連合の全体の医療給付と、それから後期高齢者の人数がふえれば、自動的に負担割合で各自治体に負

担が振り分けられるわけですが、実際の県内の伸び率と柴田町の伸び率との関係で、柴田町の後期高齢者負担分というのは、ふえているのか、減っているのか、人数は多分ふえていると思うんですが、医療費を抑えるという取り組みはやってきていると思うので、その辺の関係でデータがあれば、なければ急ぎというわけではないので、お答えいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 後期高齢者支援金分の財源の内訳ですね。国庫支出金1,345万3,000円、その他が5,942万円となっております。財源につきましては20年度の繰越金を充てるということで措置するものでございます。

あと負担金分の後期高齢者関係、データがございませんので、後で提出したいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質問はありませんか、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 80ページの出産育児諸費の中の出産育児一時金ですが、4万円ふえることによって、個人の負担はどのくらいになると見込んでいますか。

それと8名増ということですが、そうすると今年度何人ぐらいの出生を見込んでいるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 4万円ふえて、額なんですけど、この分については全国の平均をとりまして、国の方で4万円上げた方が適正だろうという形での引き上げとなりましたので、ほぼ大都会になれば若干違いますが、地方になればこれでおおよそ一般的なものについては賄えるのかなということで見えております。

あと人数、8名見てということでございます。今現在、今後26名見込んでございます、10月からですね。ですから、合計で。済みません。全部で50人見ております。10月から26名を見込んでございます。当初予算では10月から18名しか見てきませんでしたが、26名、8名増で合計で50名という形で見込んでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 答弁では、個人負担がそうするとゼロで済むんじゃないかというぐらいの感覚でいらっしゃると思うんですが、実際はどうなんですか、この間出産したばかりの人に聞いたら、やっぱり七、八万円は出していますということで、この育児一時金がふえることによって、産婦人科の方の実際の支払いも上ってしまうとか、そういうことはないですか。その辺は町としては全然つかんでいないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 医療機関によってどうのこうのというのは聞いてはございませんが、ただ、病院によっては個室に入る方、あとは共同でというか、大部屋に入っている方、個室になればそれなりに負担金がかさむということになりますので、おのずからその支出額が多くなると。ここで国で平均をとっていますのは、一般的な病棟という形になりますので、そういった一般的にかかる、要する費用としてはこのくらいだろうということで、国も見込んで4万円の引き上げということになりました。これによってどうなるかまでの調査はしてありませんが、ほぼ町としては賄えるのかなということ考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 4万円上る前に出産した人の話だったのでちょっと七、八万円負担したということだったんですが、できれば町で一度健診のときにでもアンケートをとって見たらどうなんでしょうね、実際にどのくらい負担したか。そうするとはっきりわかるんじゃないかなと思うので、できればやっていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（我妻弘国君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第8号平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第 8 号平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度老人保健特別会計の事業実績による精算であります。

歳入につきましては、前年度の決算による繰越金及び支払基金交付金、国庫負担金を含め720万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は904万7,000円となりました。

歳出につきましては、前年度の国・県負担金、支払基金交付金の実績額確定により、一般会計繰出金等に同額の補正を計上しています。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書85ページをお開きください。

議案第 8 号平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算。

第 1 条関係になります。歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ720万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ904万7,000円とするものです。

88ページをお開きください。

歳入になります。款 2、項 1、目 1 繰越金465万6,000円は、平成20年度歳計剰余金を繰り越すものです。

款 4、項 1、目 1 医療費交付金過年度医療費交付金14万2,000円は平成20年度実績による社会保険診療報酬基金からの追加交付額の確定見込みによるものです。

款 5、項 1、目 1 医療費負担金過年度医療費負担金241万円は平成20年度実績により、国庫負担金の追加交付額の確定によるものです。

89ページになります。

歳出になります。款 3、項 1、目 1 一般会計繰出金632万1,000円は、平成20年度決算による繰越金及び医療費交付金、負担金等の確定により一般会計へ繰り戻すものでございます。

款 3、項 2、目 1 償還金88万7,000円は、平成20年度決算確定により支払基金県へ返還するものです。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第9号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第9号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額補正、平成20年度歳計剰余金の繰り越し、鷺沼排水区浸水想定区域策定委託負担金の増額補正であります。

歳出につきましては、4月1日の人事異動に伴う人件費の補正と下水道本管内閉塞防止対策による修繕料、公共下水道代帳整備委託料、鷺沼排水区浸水想定区域策定業務委託料の増額補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ595万3,000円を増額補正し、補正後の総額を16億1,853万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、91ページになります。

議案第9号、平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細を説明申し上げます。

まず第1条であります。歳入歳出の予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ595万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ16億1,853万3,000円とするものであります。

94ページをお願いします。

歳入であります。款4、項1、目1他会計繰入金であります。1,448万5,000円の減額であります。これにつきましては、一般会計からの繰り入れの減額であります。

款5、項1、目1繰越金1,788万8,000円の増額であります。これにつきましては、平成20年度の歳計の剰余金であります。

款6、項3、目1雑入255万円の増額であります。これにつきましては鷺沼排水区浸水想定区域策定委託負担金ということで、大河原町さんの方からの負担金であります。

次のページになりますけれども、歳出になります。款1、項1、目1一般管理費126万4,000円の減額となります。節2給料、節3職員手当費、節4共済費、節19負担金補助及び交付金、これにつきましては、人事異動による減額補正であります。

次に、目2汚水管理費570万円の増額であります。節11需用費100万円、修繕料であります。これにつきましては、下水道の幹線の流下機能確保ということで、高速洗浄を行う修繕料であります。それから、節13委託料であります。470万円、これにつきましては公共下水道の台帳整備の委託を行うものであります。今回船岡東の3丁目、4丁目、面積にしまして17.3ヘクタールを見込んでおります。

次に、款2、項1、目1公共下水道建設費であります。151万7,000円の増額となります。節2の給料、節3の職員手当等、次のページの節4の共済費、これにつきましては、人事異動による減額となります。節9旅費3万円、研修旅費であります。節11需用費10万円、消耗品費であります。節13委託料510万円あります。これにつきましては、鷺沼排水区浸水想定区域策定業務委託料ということで、大河原町の高砂地区の浸水シミュレーションを行います。それから、今年度整備区域を確定させたいということと、それに伴う概算費用の算出の委託であります。節19負担金補助及び交付金29万6,000円につきましては、職員退職手当組合負担金31万円の減であります。これについては人事異動によるもの。日本下水道事業団研修負担金として1万4,000円を見込んでおります。

款4、項1、目1元金であります。これにつきましては、財源の組み替えでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありません

か。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今、高速洗浄ということで100万円……。 （「何ページですか」の声あり） 済みません。95ページ。

事業費の修繕料、高速洗浄ということなんですが、これが一体何メートルぐらいになって、大体今後どういうふうな見通しなのか。

それから、同じく95ページの下水道長寿命化事業というのが10万9,000円、これはこの額でどのくらいの長寿命化になるかということをお教えください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） まず、高速洗浄ですけれども、255メートルの6カ所を見込んでおります。延長にしますと、1,530メートルということになります。もう供用開始して23年になっていますので、幹線の洗浄を行いたいということです。地区については、船岡中央2丁目、3丁目、それから船岡東2丁目、3丁目、それから船岡西1丁目、2丁目地内を予定しております。

それから、長寿命化事業の10万9,000円ということですが、これにつきましては、長寿命化、国庫補助事業で計画策定ということで当初予算計上しております。その中で需用費、それから人件費関係の組み替えということで、今回10万9,000円ということで、事業ベースで数字が出ているという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 高速洗浄というのを、今後どれぐらい残っているのか。

○上下水道課長（大久保政一君） 今回で大体1キロ500ぐらいやるわけですが、幹線としてはまだまだ残っております。ですから、毎年大体同じくらいで、3年継続でいきたいなと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第10号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。お願いします。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し及び介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものと21年度給付費の実績に伴う科目間の補正が主な内容となっております。

歳入につきましては、20年度決算による支払基金交付金、繰入金、繰越金の確定と21年度介護保険料の増額であります。

歳出につきましては、20年度給付費の確定による国・県支出金、一般会計への返還金や21年度給付費等の実績に基づき、科目間での増額補正でございます。

これにより歳入歳出それぞれ3,435万7,000円の増額補正となり、予算総額は17億8,808万8,000円となりました。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、99ページをごらんいただきたいと思います。

詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ3,435万7,000円を追加し、総額をそれぞれ17億8,808万8,000円とするものです。

歳入についてご説明いたします。103ページをごらんください。

款1 保険料343万8,000円は、第1号被保険者の特別徴収保険料の増加に伴う補正です。

款5 支払基金交付金352万2,000円の補正は、20年度介護保険事業給付の精算により介護給付費の追加交付を受ける額です。

款 6 繰入金、節 2 事務費繰入金158万4,000円の増額補正は一般会計からの繰入金です。

節 3 過年度分264万6,000円の補正は20年度の精算により町負担の介護給付の追加額です。

款 9 繰越金2,316万7,000円の補正は、20年度の介護保険事業給付費の精算により21年度に繰り越したものです。

歳出についてご説明いたします。104ページをごらんください。

款 1 総務費、項 3 介護認定費は要介護認定調査の見直しが4月から行なわれました。それに伴う認定調査表作成時間の増加に対応するため、賃金158万4,000円の増額補正です。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、項 2 介護予防サービス等諸費、次のページの項 6 特定入所者介護サービス等諸費は申請件数の増加に対応するための補正です。

款 4 地域支援事業、項 2 包括的支援事業費、目 1 包括的支援事業費は人件費の補正で16万2,000円の減額です。目 2 任意事業費は国が示した介護給付適正化計画や宮城県の取り組み方針を踏まえ、介護給付の通知を行うための補正です。6万3,000円の増額です。目 3 介護予防ケアマネジメント事業は、要支援1、2の認定者のケアプラン作成料の増加に対応するための補正です。39万1,000円の増額です。

106ページをごらんください。

款 5 基金積立金は20年度介護事業の精算による介護保険料の剰余について介護給付準備基金として積み立てます。1,827万9,000円の補正となります。介護給付準備基金残高は2億352万2,244円ですので、この積み立てで2億2,180万1,009円となります。この基金は今年度から始まっております第4期介護保険事業計画での保険料軽減負担のために、今後一部取り崩しをして使用することとなります。

款 7 諸支出金、項 1 償還金730万5,000円の補正は20年度精算による国保県支払基金への返還です。項 2 繰出金414万9,000円の補正は20年度精算による町一般会計繰入金への返還額です。

款 8 予備費10万2,000円を追加補正しております。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第11号平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。どうぞ。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第11号平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しが主な内容となっております。

歳入につきましては、20年度決算による繰越金の確定による増額であり、歳出につきましては、広域連合への支出金及び一般会計への繰出金の増額補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ625万7,000円を増額補正し、予算総額は2億6,727万4,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書111ページをお願いします。

議案第11号、平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算。

第1条関係になります。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ625万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,727万4,000円とするものです。

114ページをお開きください。

歳入になります。款4、項1、目1繰越金625万7,000円は平成20年度歳計剰余金を繰り越すものでございます。

下の段、歳出になります。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金586万円は、平成20年度保険料収入で、未支出金額分を医療保険納付金として広域連合へ支出するものです。

款3、項2、目1一般会計繰出金39万7,000円は、平成20年度事務費繰入金の精算により、一般会計に繰り戻しをするものです。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 114ページの広域連合納付金というのはどのようにして決められるのか、算定というんですか、お聞きしたいということと、もう1点は、ちょっと前の会計に戻るみたいですが、前に前期高齢者という言葉も出てきたことがあるんですね、81ページで、別な会計のことで申しわけないですけども、後期高齢者と前期高齢者でどう違うんでしょうかね。75歳以上が後期高齢者というのはわかるんですけども、ちょっと念のためにこれを。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 後期高齢者医療保険納付金でございます586万円を納めるわけでございますが、これについては後期高齢者県内一本で広域連合という形で組織してございます。そちらの方で保険者の人数等、そういったものによりましてそちらの方から各市町村に納付額を算定ということで、通知が来るわけです。それに伴って、町の方から支出するという形になります。算定額の詳細な率とか、そういったのは今持ち合わせがございませんので、後でよろしければご報告いたしたいと思います。

あと、前期高齢者、今回は後期高齢者ということですが、前期高齢者については65歳以上から74歳まで、75歳未満の方を前期高齢者という形で位置づけております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問はいいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 平成21年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第12号平成21年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号平成21年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4月1日の人事異動に伴う人件費及び「原水及び浄水費」の水道施設草刈剪定業務委託料と「賃借料」で、配水管埋設用地借上料を補正するものです。また、「工事請負費」で馬場第1ポンプ場送水ポンプ分解整備工事費を減額し、資本的支出に組み替え補正するものでございます。また、総係費で水道事業経営基本計画策定業務委託料を追加する補正であります。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれにおいても収入の補正はなく、支出の補正のみとなります。

収益的支出は621万4,000円を増額し、補正後の予算総額は13億2,370万8,000円となります。

また、資本的支出は249万5,000円を増額し、補正後の予算総額は6億505万円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、議案第12号平成21年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第1条であります。補正予算は次に定めるところによるものです。

第2条であります。平成21年度柴田町水道事業会計予算。第2条は予算で定めております業務の予定量を次のように改めるものであります。主要な建設改良事業の既決予定額を249万5,000円増額補正し、補正後の額を2億1,240万2,000円に改めようとするものであります。

第3条であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては補正はありません。支出であります。第1款水道事業費用の既決予定額を621万4,000円増額補正し、補正後の額を13億2,370万8,000円に改めようとするものであります。その内容ですが、第1項営業費用の既決予定額を621万4,000円増額補正し、補正後の額を12億1,084万2,000円に改めようとするものであります。

第4条であります。予算第4条は、資本的収入額が支出額に対して不足する額でありまして、本文括弧中「4億5,435万4,000円」を「4億5,684万9,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額969万1,000円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額872万5,000円」に、「2億2,883万円」を「2億5,023万6,000円」に、「1億1,583万3,000円」を「9,788万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するものであります。

収入につきましては補正はありません。

支出であります。第1款資本的支出の既決予定額を249万5,000円増額補正し、補正後の額を6億505万円に改めようとするものであります。その内訳ですが、第1項建設改良費の既決予定額を249万5,000円増額補正し、補正後の額を2億1,426万6,000円に改めようとするものであります。

次のページをお願いします。

第5条であります。予算第7条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を経なければ利用することのできない経費の金額でありまして、人事異動によりまして人件費の増額の必要が生じたので、職員給与費の既決予定額を194万9,000円増額補正し、補正後の額を1億1,149万9,000円に改めようとするものであります。

123ページをお願いします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書にて説明を申し上げます。

収入についての補正はありません。

支出であります。款1、項1、目1原水及び浄水費185万5,000円の減額補正であります。節2手当、節4法定福利費、これにつきましては人事異動による人件費の補正であります。節13委託料20万円の減額であります。水道施設草刈、樹木剪定業務委託の事業費確定見込みによる減額であります。節15賃借料20万円あります。配水管理設用地の借り上げです。これにつきましては、船岡中央1丁目先の私有地に昭和54年ごろ埋設された水道管があります。当時、地域の要望で入れたと思いますけれども、地権者の方から民有地に入っていると

いう申し入れがありましたので、今回借上げを行うものであります。節20工事請負費165万円の減額であります。馬場第1ポンプ場送水ポンプ分解整備工事であります。平成9年度より2台で稼動しておりましたが、11年を経過して、必要な揚水量が得られない状態ということで、当初2台の分解整備を予定しておりましたが、1台が故障して、1台で運転している状態です。費用対効果をかんがみ、検討した結果、2台とも全部交換の方がよいということで、今回全額補正し、資本的支出に組み替えて更新工事を行うものであります。目2配水及び給水費であります。158万円の増額補正であります。節1給料、節2手当、節4法定福利費、これにつきましては4月1日の人事異動による人件費の補正であります。節2の手当、時間外勤務手当60万円増額をしております。これにつきましては夜間漏水処理の手当であります。目4総係費648万9,000円の増額補正であります。これにつきましては節2の手当から次のページになります。節4の法定福利費、これについては人事異動による人件費の補正であります。節13委託料610万円です。これにつきましては水道事業経営基本計画策定業務委託ということで、人口の横ばい、あるいは減少、少子高齢化が進む中、そして節水対応型給水設備の普及に伴い、今後水需要が以前ほど期待できないということで、これまでのような事業経営でよいのかということで、今後の水道事業の経営の基本計画を策定するものであります。水需要の予測、あるいは水道施設の整備計画、あるいは事業の収益性、施設の効率、そして組織体制、そして経営のコスト削減ということで委託業務ありますけれども、トータルバランスをとるということで、その内容をもう一度見直して、10カ年、前期5年、後期5年の経営の基本計画を策定するものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長、大変申しわけありませんでした。追って説明していたもので、125ページになります。済みません。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書にて説明を申し上げます。

収入についての補正はありません。支出であります。款1、項1、目2水道工事費であります。249万5,000円の増額であります。節2手当、節3法定福利費、これにつきましては人事異動による増減額であります。節9工事請負費230万円、馬場第1ポンプ場のポンプ更新工事を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。収入支出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成21年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時08分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番